

# 三豊市生活排水処理構想

## 整備計画書

平成 27 年度

三 豊 市

# 目 次

§ 1. 総説	1
1. 生活排水処理構想策定（見直し）の目的	1
2. 構想策定（見直し）の方針	1
3. 構想策定手順（見直し手順）	2
4. 生活排水処理施設の種類の種類	3
§ 2. 生活排水処理構想	4
1. 基礎調査	4
1-1 生活排水処理施設等の整備状況の把握・整理	4
1-2 生活排水処理施設整備の課題と取組み	7
1-3 土地利用の現況	9
1-4 構想に用いる将来人口等の設定	10
2. 検討単位区域の設定	16
2-1 検討単位区域の設定方法	16
2-2 既整備区域等の把握・設定	17
2-3 既整備区域等以外の把握・設定	30
3. 処理区域の設定	31
3-1 処理区域の設定手順	31
3-2 検討単位区域毎の将来人口等の設定	32
3-3 既存生活排水処理施設の状況と把握	38
3-4 経済性を基にした集合処理・個別処理の比較	39
3-5 集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討	42
3-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討	43
3-7 整備時期、水質保全効果、地域特性、住民の意向等を考慮した集合処理区域・個別処理区域の設定	47
4. 整備・運営管理手法の選定	50
4-1 整備手法の選定	50
4-2 事業間連携の検討	55
5. 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定	57
5-1 事業実施優先度の検討	57
5-2 概算事業費の算定	57

5-3	生活排水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討	60
5-4	効率性・公平性を考慮した整備方針の設定	62
5-5	整備計画スケジュールのとりまとめ	62
6	処理水及び汚泥の基礎調査と検討	64
6-1	処理水・汚泥処理の現況・計画の整理	64
6-2	処理水量・汚泥量の予測	66
6-3	処理水の再利用水量及び汚泥の有効利用量の予測	70
7	整備計画のとりまとめ	71
7-1	整備計画のとりまとめ	71
7-2	生活排水処理施設整備計画図	75
7-3	現構想（平成18年度）と新構想（平成27年度）	80

## § 1 . 総 説

### 1. 生活排水処理構想策定（見直し）の目的

国民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりが望まれており、生活排水処理施設の整備が急務となっている。

生活排水処理施設の整備は、公共下水道<sup>1</sup>事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等により実施されている。しかしながら、市街地、農山漁村等を含めた市全域で効率的な生活排水処理施設の推進を図るためには、各種生活排水処理施設の特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要不可欠といえる。

このような背景の中、今般の人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の生活排水処理施設の概成を目指すため、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省）が示された。

これを受けて、香川県では「第4次香川県全県域生活排水処理構想」を策定することとなり、併せて三豊市においても、地域の実情に適した効率的な整備手法に見直すこととなった。

### 2. 構想策定（見直し）の方針

今回の生活排水処理構想では、次のマニュアル等に基づいて見直しを行うものとする。

- ・「第4次香川県全県域生活排水処理構想 策定要領」（平成27年1月 香川県）
- ・「第4次香川県全県域生活排水処理構想 市町整備計画作成マニュアル」（平成27年1月香川県）
- ・「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省）

また、検討を進める上での、基本方針は次のとおりとする。

- ・整備済みの処理区域は、その事業を継続するものとする。
- ・整備済みの処理区域以外については、現構想において個別処理（合併処理浄化槽）に位置付けられており、浄化槽設置整備事業を実施している。今回の構想においてもこの事業を継続するものとして検討対象から除く。

---

<sup>1</sup> 公共下水道とは「公共下水道（広義）」のことをいい、P3の「公共下水道事業」と「特定環境保全公共下水道事業」のことを指す。

### 3. 構想策定手順（見直し手順）

構想の策定（見直し）は、「市町整備計画作成マニュアル」を参考に、次に示す手順で策定する。

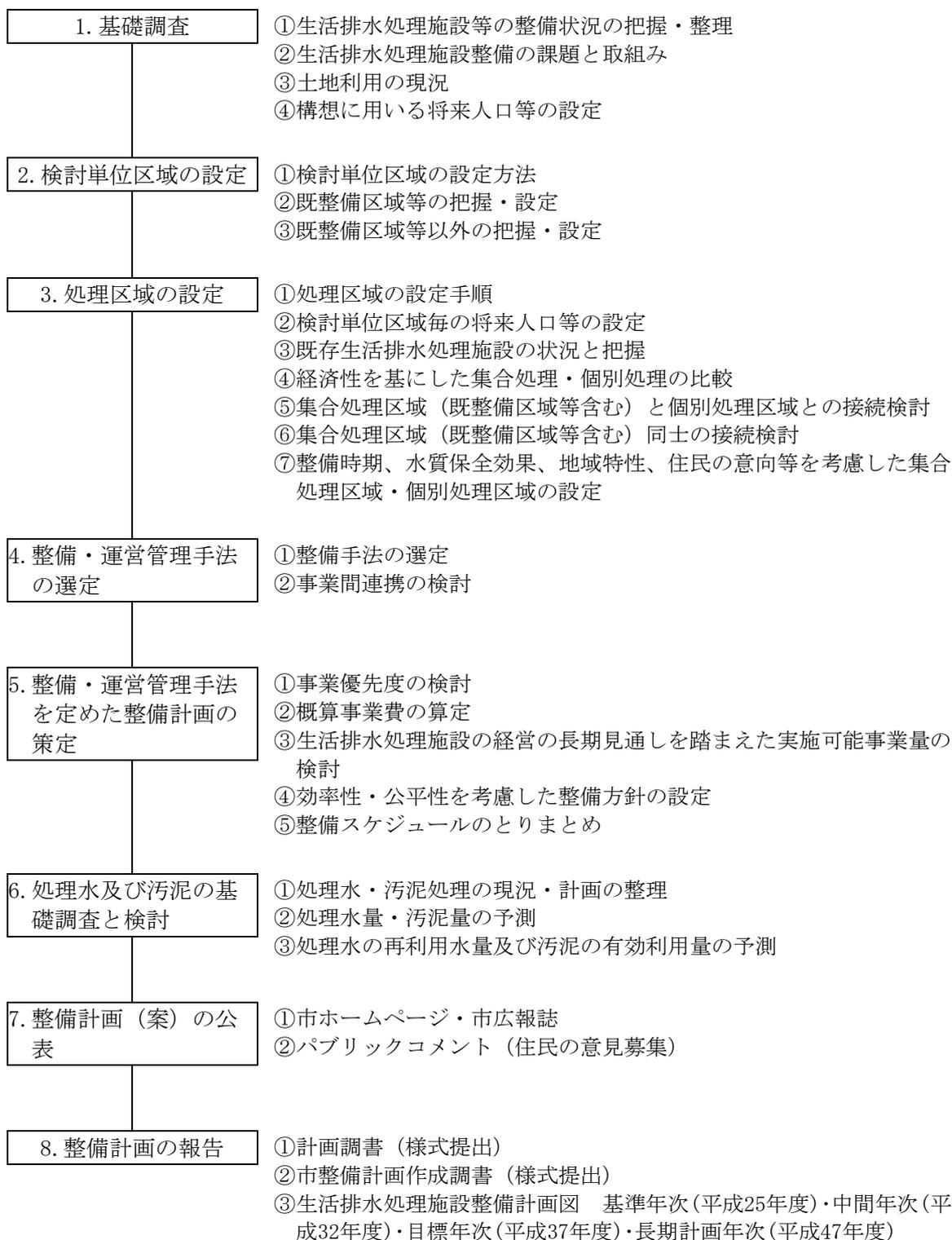
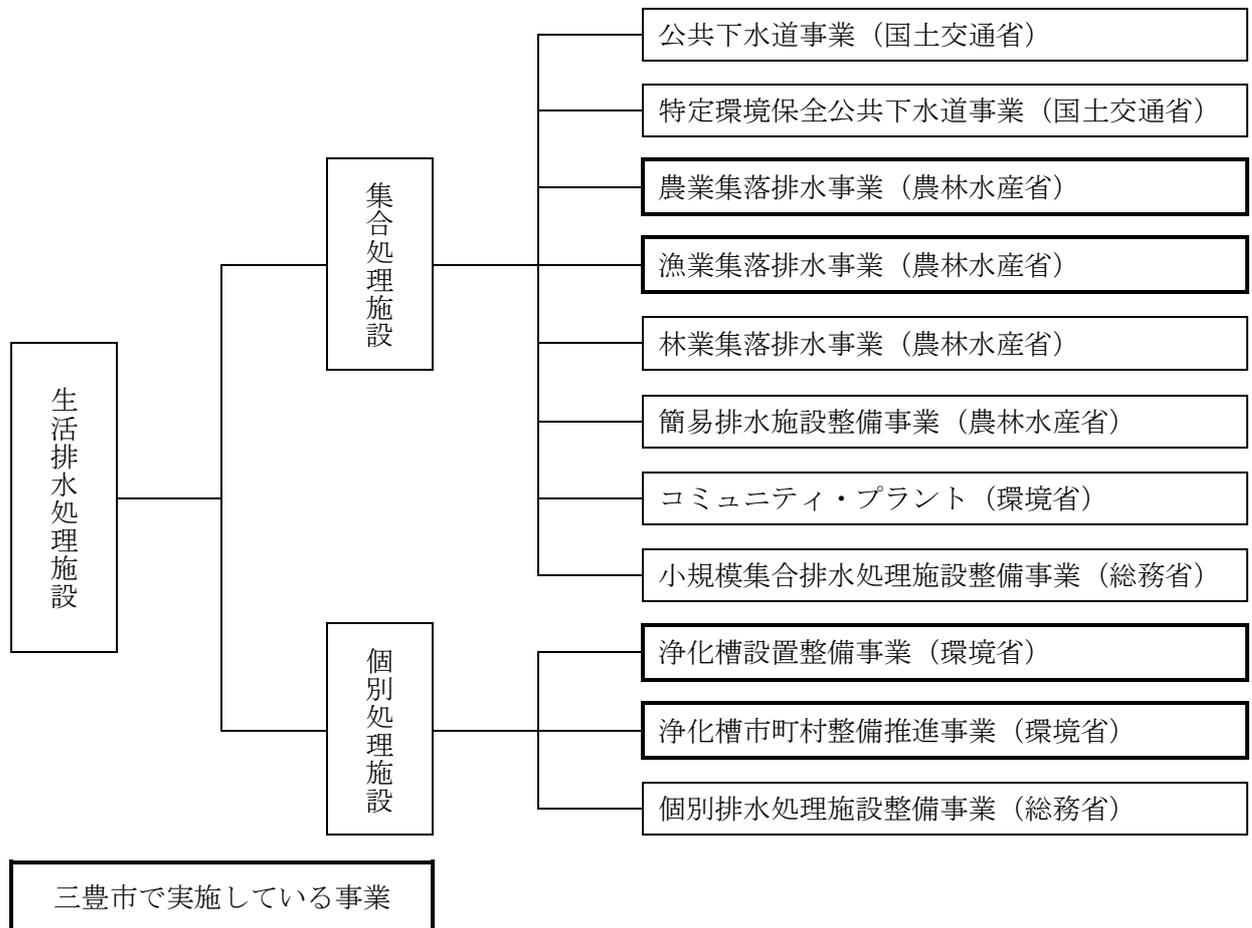


図3-1 構想策定手順（見直し手順）

#### 4. 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設整備を進めるために、次のような事業がある。

三豊市では、これらの事業のうち、「農業集落排水事業」、「漁業集落排水事業」、「浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」を実施している。



集合処理施設：農業集落排水事業、漁業集落排水事業

集合処理とは、家庭の台所、水洗トイレや事業所からの汚水を「管渠（污水管）」で集め、「処理場（終末処理場）」でまとめて処理する方式である。家屋や事業所が密集している市街地や集落などに適している。

個別処理施設：浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業

個別処理とは、家庭の台所、水洗トイレや事業所からの汚水を、家庭や事業所ごとに設置された合併処理浄化槽で個別に処理する方式である。家屋や事業所が点在する地域に適している。

## § 2 . 生活排水処理構想

### 1. 基礎調査

#### 1-1 生活排水処理施設等の整備状況の把握・整理

三豊市においては、平成18年度に策定された構想（以下「現構想」という。）に基づき、生活排水処理施設の整備が進められている。（図1-1）

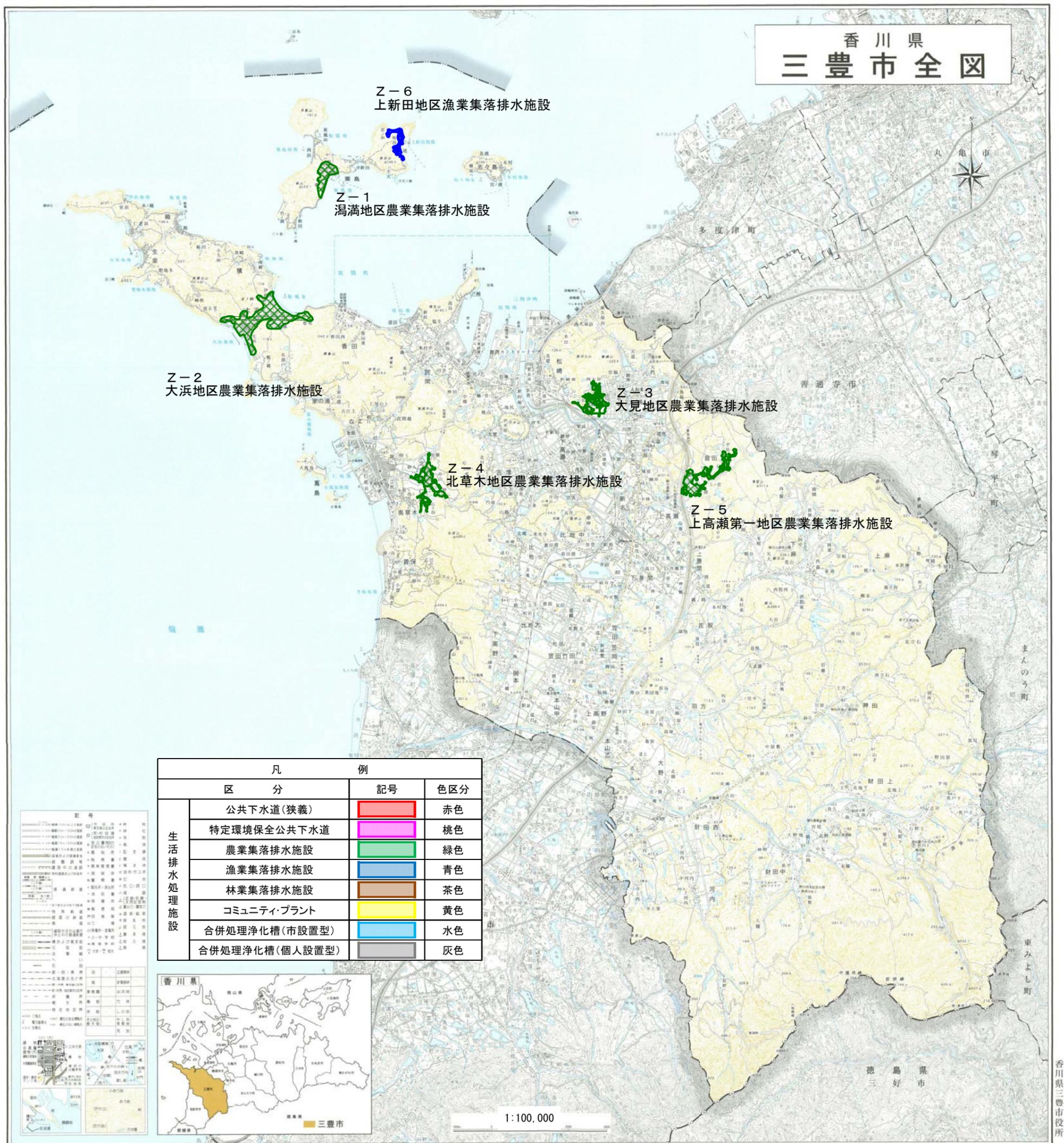
現構想の目標年次（平成27年度）と平成25年度末の実績を比較すると表1-1に示すとおりとなる。厳しい財政状況もあり、目標の達成は難しい状況である。

表1-1 整備進捗状況（汚水処理人口普及状況）（単位：人）

項 目	平成17年度	平成22年度		平成25年度	平成27年度	備考
	実績	目標	実績	実績	目標	
行政人口	73,136	67,900	70,358	69,241	63,900	
汚水処理人口	25,380	34,927	30,275	32,527	42,830	
農業集落排水施設	3,175	2,936	2,965	2,841	2,763	
漁業集落排水施設	96	94	87	78	89	
合併処理浄化槽	22,109	31,897	27,223	29,608	39,978	
(市町村整備推進事業)	7,379	8,078	7,483	7,660	8,078	
(浄化槽設置整備事業)	13,804	22,386	18,187	20,951	30,551	
(民間設置)	926	1,433	1,553	997	1,349	
汚水処理人口普及率	34.7%	51.4%	43.0%	47.0%	67.0%	

資料：平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

図1-1 現構想（平成18年度）構想図



また、平成25年度末の各生活排水処理施設の整備状況は、表1-2～4に示すとおりである。

表1-2 農業集落排水施設

地区名	計画			現況(平成25年度)		
	面積(ha)	人口(人)※	戸数(戸)	面積(ha)	人口(人)※	戸数(戸)
潟満	45.0	282	135	45.0	108	88
大浜	46.0	1,420	441	46.0	1,047	319
大見	25.7	662	185	25.7	566	120
北草木	26.0	604	174	26.0	545	145
上高瀬第一	34.0	649	166	34.0	575	136

資料：集落排水施設比較表（三豊市）

※人口は常住（定住）人口

表1-3 漁業集落排水施設

地区名	計画			現況(平成25年度)		
	面積(ha)	人口(人)※	戸数(戸)	面積(ha)	人口(人)※	戸数(戸)
上新田	13.0	202	60	13.0	78	45

資料：集落排水施設比較表（三豊市）

※人口は常住（定住）人口

表1-4 浄化槽

設置基数（基）			設置基数割合（％）		
単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
7,803	9,076	16,879	46.2	53.8	100.0

資料：平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）P1-7

## 1-2 生活排水処理施設整備の課題と取組み

生活排水処理施設整備の基本的な方針など、下記の項目について庁内意見を集約したものを、事例様式1に示す。

- ①整備に関する課題
- ②課題への取組み方針
- ③作成体制づくりの取組み状況と市の整備方針

事例様式1

生活排水処理施設整備の課題と取り組み

(県協議 市町作業用)

項目	公共下水道 (広義)	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	コミブラ・小規模集合 排水処理施設	合併処理浄化槽		備考	
					設置整備型	市町設置型		
整備に関する課題		<p>供用開始後12～22年を経過して、施設機器等の老朽化によるオーバーホール・修繕費の増加が懸念される。</p>	<p>供用開始後22年を経過して、施設機器等の老朽化によるオーバーホール・修繕費の増加が懸念される。</p>		<p>汲み取りトイレ及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいない。</p>	<p>事業開始後、20年を経過して、浄化槽の老朽化による修繕費の増加が懸念される。</p>		
課題への取り組み方針		<p>機能強化事業（国庫補助）を活用した施設機器等の更新により、施設の長寿命化を図る。</p>	<p>機器等の計画的なオーバーホール及び適正な維持管理により、施設の長寿命化を図る。</p>		<p>合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び単独処理浄化槽撤去費補助金等により転換を推進する。</p>	<p>浄化槽の適正な維持管理により、施設の長寿命化を図る。</p>		
作成体制づくりの状況 取り組み状況と市町の整備方針	<p>新市町計画における市町整備方針など</p> <p>作成体制づくりの状況 ①連絡会議の設置状況 ②庁内会議の設置状況 ③パブリックコメント手続きの状況 ④第3者機関の設定・設置</p>						<p>集落排水施設は供用開始後12～22年を経過して、施設の更新時期を迎えており、それと重なるように、施設の使用者である市民も高齢化と人口減少が進む見込みであり、施設の維持費の増加が見込まれる。また、家屋密度が低いといった地域特性もあり、今後はこれらの状況に最も適した個人設置型合併処理浄化槽（浄化槽設置整備事業）を積極的に推進する。</p>	

- ①水処理課（下水道・集排・浄化槽）を主管課とし、三豊市公共施設再配置計画（企画財政課）と協働の上、整備計画を作成する。
- ②水処理課→企画財政課→環境部長→副市長→市長
- ③整備計画作成後、三豊市ホームページで公表し意見募集を行う。
- ④市議会

### 1-3 土地利用の現況

三豊市の行政区域面積は、22,271haである。そのうち、都市計画区域は、豊中（1,991ha）、詫間（1,454ha）、仁尾（1,549ha）の合計4,994haに設定されている。用途地域は、設定されていない。

また、農業振興地域の面積は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域の19,424haに設定されている。

表1-3-1 都市計画区域の概要 (単位：ha)

行政区域	都市計画区域			都市計画区域外	
	用途地域	用途地域外			
		うちD I D地区	計		
22,271	—	—	4,994	4,994	17,277

資料：平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

表1-3-2 農業振興地域及び関係する事項 (単位：ha)

地域の範囲	面積	備考
自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域	19,424	

資料：平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

#### 1-4 構想に用いる将来人口等の設定

本構想において、集合処理と個別処理の判定に必要となる項目は、下記のとおりである。

- ・将来人口
- ・世帯数（家屋数）及び世帯当たり人員
- ・計画汚水量原単位
- ・経済比較における建設費及び維持管理費（費用関数）

##### 1-4-1 将来人口

三豊市の行政人口は「第4次香川県全県域生活排水処理構想 香川県及び市町の将来人口の設定（案）」（平成27年3月 香川県）に基づき、表1-4-1に示すとおりとする。

表1-4-1 将来行政人口

年度	人口（人）	2013年(平成25年) を100%とした場合 の比率（%）	備考
2013年（平成25年）	69,241	100.0	現況（基準）年次
2020年（平成32年）	62,000	89.5	中間年次
2025年（平成37年）	58,500	84.5	目標年次
2035年（平成47年）	51,700	74.7	長期計画年次

資料：第4次香川県全県域生活排水処理構想 香川県及び市町の将来人口の設定（案）（平成27年3月 香川県）  
※2013年(平成25年)は、住民基本台帳人口（平成26年4月1日）

行政区別の将来人口については、将来行政人口の2013年を100%とした場合の比率と構成比を参考に、表1-4-2に示すとおり設定する。

表 1-4-2 行政区別の行政人口

地区名	2013年 (平成 25 年)		2020年 (平成 32 年)		2025年 (平成 37 年)		2035年 (平成 47 年)	
	人口 (人) A	構成比 (%)	人口 (人) A×B	構成比 (%)	人口 (人) A	構成比 (%)	人口 (人) A×B	構成比 (%)
麻	2,474	3.6	2,216	3.6	2,092	3.6	1,849	3.6
二ノ宮	2,289	3.3	2,051	3.3	1,936	3.3	1,710	3.3
勝間	3,882	5.6	3,475	5.6	3,278	5.6	2,897	5.6
上高瀬	4,390	6.3	3,933	6.3	3,709	6.3	3,278	6.3
比地二	2,764	4.0	2,476	4.0	2,333	4.0	2,061	4.0
辻	2,421	3.5	2,169	3.5	2,045	3.5	1,805	3.5
河内	937	1.4	837	1.4	792	1.4	699	1.4
財田大野	2,461	3.6	2,203	3.6	2,081	3.6	1,838	3.6
神田	1,373	2.0	1,230	2.0	1,160	2.0	1,027	2.0
大見	3,424	4.9	3,064	4.9	2,893	4.9	2,556	4.9
下高瀬	3,441	5.0	3,079	5.0	2,906	5.0	2,570	5.0
吉津	2,913	4.2	2,609	4.2	2,462	4.2	2,174	4.2
桑山	2,810	4.1	2,516	4.1	2,373	4.1	2,100	4.1
比地大	1,818	2.6	1,628	2.6	1,537	2.6	1,356	2.6
笠田	2,460	3.6	2,203	3.6	2,076	3.5	1,835	3.5
上高野	2,208	3.2	1,977	3.2	1,866	3.2	1,648	3.2
本山	2,465	3.6	2,210	3.6	2,085	3.6	1,841	3.6
松崎	3,235	4.7	2,897	4.7	2,734	4.7	2,418	4.7
詫間	7,925	11.4	7,096	11.4	6,695	11.4	5,918	11.4
香田	305	0.4	273	0.4	258	0.4	228	0.4
大浜	1,476	2.1	1,322	2.1	1,247	2.1	1,101	2.1
積	222	0.3	199	0.3	188	0.3	166	0.3
箱	297	0.4	266	0.4	251	0.4	222	0.4
生里	384	0.6	344	0.6	325	0.6	286	0.6
粟島	285	0.4	254	0.4	240	0.4	214	0.4
志々島	26	0.0	23	0.0	22	0.0	19	0.0
仁尾	6,351	9.2	5,688	9.2	5,363	9.2	4,744	9.2
財田上	2,636	3.8	2,358	3.8	2,227	3.8	1,968	3.8
財田中	1,569	2.3	1,404	2.3	1,326	2.3	1,172	2.3
合計	69,241	100.0	62,000	100.0	58,500	100.0	51,700	100.0
平成 25 年を 100%とした 場合の比率 (%) B	100.0		89.5		84.5		74.7	

※表示桁数、四捨五入の関係で数値が合わない場合がある。

#### 1-4-2 世帯数（家屋数）及び世帯当たり人員

世帯数及び世帯当たり人員については、三豊市独自の将来予測値がないことから、「市町整備計画作成マニュアル」に基づき、香川県の平均世帯人員の減少を参考に、表1-4-3～4に示すとおりとする。

表1-4-3 世帯数（家屋数）及び世帯当たり人員

年度	世帯数 (家屋数)	人口 (人) ※2	1世帯 当たり人員 (人/世帯)	香川県平均 世帯人員※1 (人/世帯)	備考
2013年（平成25年）	25,653	69,241	2.70	2.47	現況(基準)年次
2020年（平成32年）	24,014	62,000	2.58	2.36	中間年次
2025年（平成37年）	23,034	58,500	2.54	2.32	目標年次
2035年（平成47年）	20,781	51,700	2.49	2.27	長期計画年次

※1：第4次香川県全県域生活排水処理構想 市町整備計画作成マニュアル(平成27年1月 香川県)

※2：2013年(平成25年)は、住民基本台帳人口（平成26年4月1日）

表1-4-4 行政区別の世帯数（家屋数）及び世帯当たり人員

地区名	2013年 (平成25年)			2020年 (平成32年)			2025年 (平成37年)			2035年 (平成47年)		
	世帯数 (家屋数)	人口 (人)	1世帯 当たり 人員 (人/世帯)									
麻	851	2,474	2.91	797	2,216	2.78	767	2,092	2.73	692	1,849	2.67
二ノ宮	906	2,289	2.53	845	2,051	2.43	808	1,936	2.40	722	1,710	2.37
勝間	1,458	3,882	2.66	1,367	3,475	2.54	1,308	3,278	2.51	1,179	2,897	2.46
上高瀬	1,653	4,390	2.66	1,550	3,933	2.54	1,484	3,709	2.50	1,338	3,278	2.45
比地二	982	2,764	2.81	921	2,476	2.69	883	2,333	2.64	794	2,061	2.60
辻	872	2,421	2.78	814	2,169	2.66	782	2,045	2.62	701	1,805	2.57
河内	314	937	2.98	294	837	2.85	284	792	2.79	255	699	2.74
財田大野	864	2,461	2.85	810	2,203	2.72	778	2,081	2.67	702	1,838	2.62
神田	449	1,373	3.06	421	1,230	2.92	404	1,160	2.87	366	1,027	2.81
大見	1,205	3,424	2.84	1,128	3,064	2.72	1,084	2,893	2.67	978	2,556	2.61
下高瀬	1,226	3,441	2.81	1,150	3,079	2.68	1,101	2,906	2.64	997	2,570	2.58
吉津	983	2,913	2.96	921	2,609	2.83	884	2,462	2.79	797	2,174	2.73
桑山	980	2,810	2.87	917	2,516	2.74	882	2,373	2.69	798	2,100	2.63
比地大	575	1,818	3.16	537	1,628	3.03	518	1,537	2.97	468	1,356	2.90
笠田	864	2,460	2.85	808	2,203	2.73	774	2,076	2.68	699	1,835	2.63
上高野	770	2,208	2.87	720	1,977	2.75	694	1,866	2.69	624	1,648	2.64
本山	993	2,465	2.48	931	2,210	2.37	891	2,085	2.34	802	1,841	2.30
松崎	1,277	3,235	2.53	1,197	2,897	2.42	1,147	2,734	2.38	1,039	2,418	2.33
詫間	3,151	7,925	2.52	2,948	7,096	2.41	2,831	6,695	2.36	2,556	5,918	2.32
香田	215	305	1.42	195	273	1.40	186	258	1.39	166	228	1.37
大浜	597	1,476	2.47	558	1,322	2.37	536	1,247	2.33	483	1,101	2.28
積	105	222	2.11	99	199	2.02	95	188	1.98	86	166	1.94
箱	138	297	2.15	129	266	2.06	124	251	2.02	112	222	1.98
生里	167	384	2.30	157	344	2.19	151	325	2.15	135	286	2.12
栗島	181	285	1.57	168	254	1.51	162	240	1.48	148	214	1.45
志々島	22	26	1.18	20	23	1.15	20	22	1.10	18	19	1.06
仁尾	2,410	6,351	2.64	2,259	5,688	2.52	2,160	5,363	2.48	1,956	4,744	2.43
財田上	929	2,636	2.84	869	2,358	2.71	833	2,227	2.67	750	1,968	2.62
財田中	516	1,569	3.04	484	1,404	2.90	463	1,326	2.86	420	1,172	2.79
合計	25,653	69,241	2.70	24,014	62,000	2.58	23,034	58,500	2.54	20,781	51,700	2.49
香川県平均世帯人員の推移			2.47			2.36			2.32			2.27

※表示桁数、四捨五入の関係で数値が合わない場合がある。

### 1-4-3 計画汚水量原単位

生活排水処理施設の費用関数に適用する汚水量（人口×汚水量原単位）を算定するために設定する原単位の設定方法は、「市町整備計画作成マニュアル」に基づき、既存の生活排水処理施設の計画緒元を用いて表1-4-5に示すとおり設定する。

表1-4-5 計画汚水量原単位

整備手法	汚水量原単位	備考
下水道	日平均 0.288m <sup>3</sup> /人・日 日最大 0.345m <sup>3</sup> /人・日	燧灘流域別下水道整備総合計画における将来フレーム・原単位(平成26年3月)
農業集落排水施設	日平均 0.270m <sup>3</sup> /人・日 日最大 0.330m <sup>3</sup> /人・日	農業集落排水施設の計画緒元

※下水道の汚水量原単位は、地下水量(日最大汚水量の20%)を含む。(0.230÷0.8×0.2=0.0575m<sup>3</sup>/人・日)

### 1-4-4 経済比較における建設費及び維持管理費（費用関数）

処理場、管渠の費用及び合併処理浄化槽の費用は、可能な限り実績値に基づくものとし、実績値が用いられない場合は、「市町整備計画作成マニュアル」等に基づき、費用関数を用いることとした。

なお、実績値、費用関数については、可能な限り、表1-4-6に示す建設工事費デフレーター（2005年度基準）を用いて、2013年度（平成25年度）単価への補正を行うものとする。

経済比較における建設費及び維持管理費（費用関数）は、表1-4-7に示すとおりとする。

表1-4-6 建設工事費デフレーター（2005年度基準）

年度		農林関係 公共事業	下水道	環境 衛生	年度		農林関係 公共事業	下水道	環境 衛生
1988年	(昭和63年)	87.8	88.6	90.7	2001年	(平成13年)	97.6	98.3	98.8
1989年	(平成元年)	91.9	93.1	94.7	2002年	(平成14年)	96.7	97.3	97.7
1990年	(平成2年)	95.4	96.2	97.5	2003年	(平成15年)	97.3	97.6	98.2
1991年	(平成3年)	98.1	99.1	100.4	2004年	(平成16年)	98.4	98.5	98.6
1992年	(平成4年)	99.6	100.6	101.6	2005年	(平成17年)	100.0	100.0	100.0
1993年	(平成5年)	99.8	100.8	101.6	2006年	(平成18年)	101.8	101.6	102.0
1994年	(平成6年)	100.3	101.2	101.8	2007年	(平成19年)	104.7	103.9	104.8
1995年	(平成7年)	100.7	101.4	102.0	2008年	(平成20年)	109.5	107.3	108.3
1996年	(平成8年)	100.8	101.4	102.1	2009年	(平成21年)	105.6	104.4	104.4
1997年	(平成9年)	101.6	102.3	103.0	2010年	(平成22年)	106.5	104.4	104.8
1998年	(平成10年)	99.9	100.6	101.1	2011年	(平成23年)	108.4	106.0	106.3
1999年	(平成11年)	99.0	99.7	100.1	2012年	(平成24年)	106.6	105.1	105.2
2000年	(平成12年)	99.4	100.1	100.5	2013年	(平成25年)	109.2	107.2	107.6

※2012、2013年は暫定

表 1-4-7 経済比較における建設費及び維持管理費（費用関数）

農業集落排水施設 20戸以上	処理場	建設費	$Y = (0.0932X^2 + 227.6X + 112,583) / 10$ (実績値)	Y : 建設費 (万円) X : 計画人口 (人)
		維持管理費	$Y = 3.7811 \times X^{0.6835} \times (109.2/106.6)$ (マニュアル値)	Y : 維持管理費 (万円/年) X : 計画人口 (人)
		用地費	$Y = [(\sqrt{S} + 14) \times (\sqrt{S} + 22)] \times \alpha$ $S = -2 \times 10^{-5} \times n^2 + 0.144 \times n + 131.66$ (簡易比較ソフト説明書 P 6・10)	Y : 用地費 (万円) S : 汚水処理施設面積 (m <sup>2</sup> ) $\alpha$ : 用地費単価 (万円/m <sup>2</sup> ) n : 計画処理人口 (人)
		耐用年数	処理場33年 ※用地費は建設費に含める	
管渠	建設費	開削 $Y = 6.9 \times L$ (実績値) 推進 $Y = 30 \times L$ ※1 圧送 $Y = 4.5 \times (107.2/105.1) \times L$ (マニュアル値) 添架 $Y = 9.4 \times (107.2/100.0) \times L$ ※2 マンホールポンプ $Y = 920 \times (107.2/105.1) \times P$ (マニュアル値)	Y : 建設費 (万円) L : 延長 (m) P : 基数 (基)	
	維持管理費	管渠 $Y = 0.0031 \times (109.2/106.6) \times L$ (マニュアル値) マンホールポンプ $Y' = 22 \times (107.2/105.1) \times P$ (マニュアル値)	Y : 維持管理費 (万円/年) Y' : 維持管理費 (万円/年・基) L : 管路延長 (m) P : 基数 (基)	
	耐用年数	管渠72年, マンホールポンプ25年		
1,000人以上 公共下水道	処理場	建設費	$Q_d < 300$ (マニュアル値) $C_T = 1,468 \times Q_d^{0.49} \times (107.2/105.1)$ $300 \leq Q_d < 1,400$ (マニュアル値) $C_T = 50,500 \times (Q_d/1,000)^{0.64} \times (107.2/103.9)$ $1,400 \leq Q_d < 10,000$ (マニュアル値) $C_T = 138,000 \times (Q_d/1,000)^{0.42} \times (107.2/101.6)$ $10,000 \leq Q_d \leq 500,000$ (焼却なし) (マニュアル値) $C_T = 155,000 \times (Q_d/1,000)^{0.58} \times (107.2/101.6)$	$C_T$ : 建設費 (万円) $Q_d$ : 日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
		維持管理費	$Q_d < 300$ (マニュアル値) $M_T = 16.6 \times Q_d^{0.66} \times (107.2/105.1)$ $300 \leq Q_d < 1,400$ (マニュアル値) $M_T = 1,900 \times (Q_d/1,000)^{0.78} \times (107.2/103.9)$ $1,400 \leq Q_d < 10,000$ (マニュアル値) $M_T = 2,860 \times (Q_d/1,000)^{0.58} \times (107.2/101.6)$ $10,000 \leq Q_d \leq 500,000$ (焼却なし) (マニュアル値) $M_T = 1,880 \times (Q_d/1,000)^{0.69} \times (107.2/101.6)$	$M_T$ : 維持管理費 (万円/年) $Q_d$ : 日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
		用地費	$Q_d < 1,400$ $G_T = 1.8975 \times (Q_d/1,000)^{0.5658} \times 1,000 \times \alpha$ $1,400 \leq Q_d < 10,000$ $G_T = 6.25 \times (Q_d/1,000)^{0.47} \times 1,000 \times \alpha$ $10,000 \leq Q_d \leq 500,000$ (焼却なし) $G_T = 4.59 \times (Q_d/1,000)^{0.62} \times 1,000 \times \alpha$ (簡易比較ソフト説明書 P 6)	$G_T$ : 用地費 (万円) $Q_d$ : 日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日) $\alpha$ : 用地費単価 (万円/m <sup>2</sup> )
	耐用年数	処理場33年 ※用地費は建設費に含める		
管渠	建設費	開削 $C_p = 6.3 \times (107.2/105.1) \times L$ (マニュアル値) 推進 $C_p = 30 \times L$ ※1 圧送 $C_p = 4.5 \times (107.2/105.1) \times L$ (マニュアル値) 添架 $C_p = 9.4 \times (107.2/100.0) \times L$ ※2 マンホールポンプ $Y = 920 \times (107.2/105.1) \times P$ (マニュアル値)	$C_p$ : 管渠建設費 (万円) L : 管渠延長 (m) P : 基数 (基)	
	維持管理費	管渠 $Y = 0.0060 \times (107.2/104.4) \times L$ (マニュアル値) マンホールポンプ $Y' = 22 \times (107.2/105.1) \times P$ (マニュアル値)	Y : 維持管理費 (万円/年) Y' : 維持管理費 (万円/年・基) L : 管路延長 (m) P : 基数 (基)	
	耐用年数	管渠72年, マンホールポンプ25年		
合併処理 浄化槽	建設費	83.7万円/基 (マニュアル値)	5人槽	
	維持管理費	6.5 × (107.6/106.3) 万円/基・年 (マニュアル値)	5人槽	
	耐用年数	32年		

※1 : 流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説 (平成20年9月) P242 小口径管推進工法φ250、φ300の平均値(平成25年度単価補正)  
 ※2 : 実績値 (平成17年度単価) を平成25年度単価に補正

## 2. 検討単位区域の設定

### 2-1 検討単位区域の設定方法

検討単位区域とは、集合処理か個別処理かを検討する上での、一定の家屋の集合体である。集合処理と個別処理の比較を行うための検討単位区域設定作業は、次の項目について調査検討することにより設定する。

- ・既整備区域等の把握・設定
- ・既整備区域等以外の検討単位区域の設定

集合処理と個別処理の比較を行うための検討単位区域の設定作業は、「既整備区域等」と「既整備区域等以外」の検討単位区域に分けて行う。(図2-1-1)

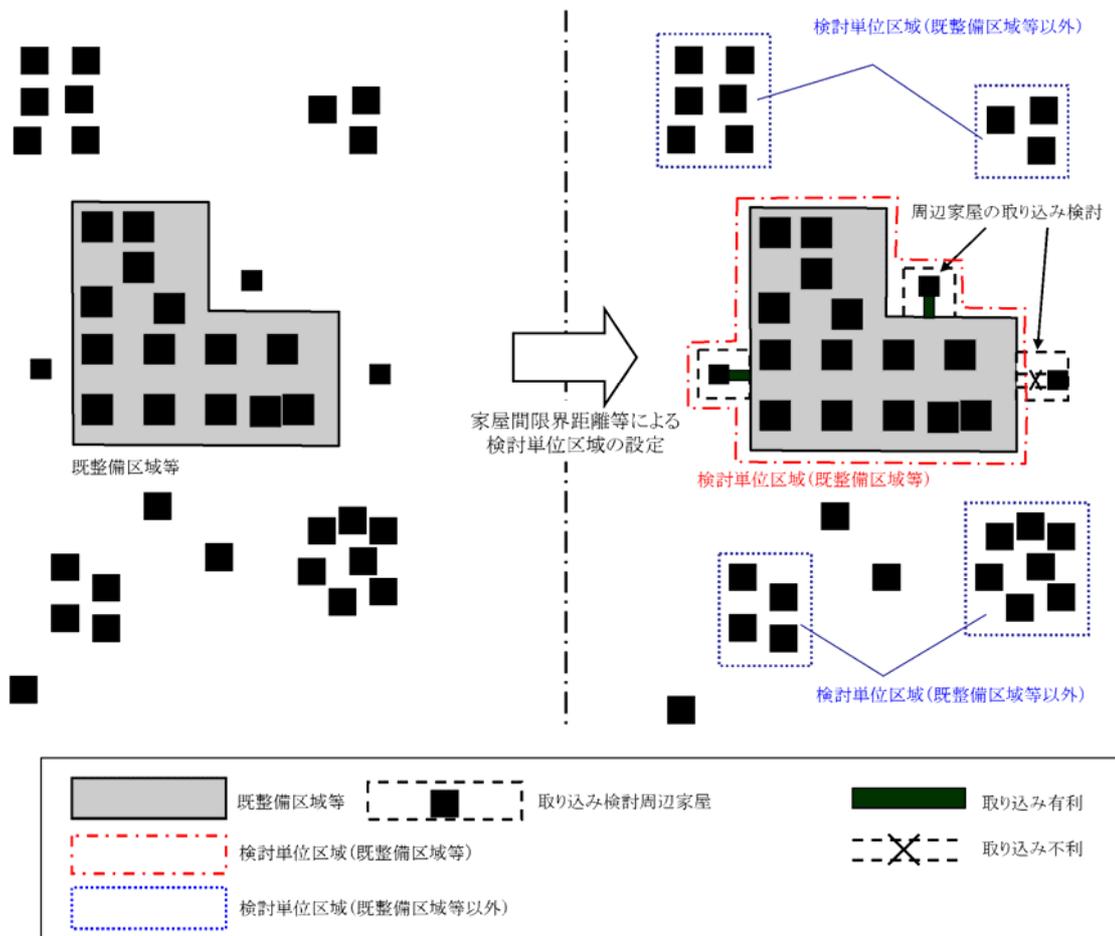


図2-1-1 検討単位区域設定イメージ

## 2-2 既整備区域等の把握・設定

### 2-2-1 既整備区域等の把握

既整備区域等をどのように考えるかについては、「市町整備計画作成マニュアル」に次のような考え方が示されている。

#### ①公共下水道

整備済み区域、事業認可区域を含む全体計画区域。

#### ②農業集落排水施設、漁業集落排水施設

整備済み区域、整備中を含む計画区域。

三豊市において、平成25年度末時点での既整備区域等を整理すると、表2-2-1～2、図2-2-1に示すとおりとなる。

表2-2-1 農業集落排水施設

地区名	面積 (ha)	人口 (人)	戸数 (戸)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)		処理方式	処理場 建設費※ (百万円)
				日平均	日最大		
渦満	45.0	370	135	99.9	122.1	JARUS-V型	212
大浜	46.0	1,520	441	410.4	501.6	JARUS-XII・G型	786
大見	25.7	700	185	189.0	231.0	JARUS-XII・G型	454
北草木	26.0	640	174	172.8	211.2	JARUS-XII・G型	408
上高瀬第一	34.0	660	166	178.2	217.8	JARUS-XI型	386

資料：集落排水施設比較表（三豊市）、平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

※処理場建設費には用地費含む。人口・戸数は常住（定住）+換算（流入）。

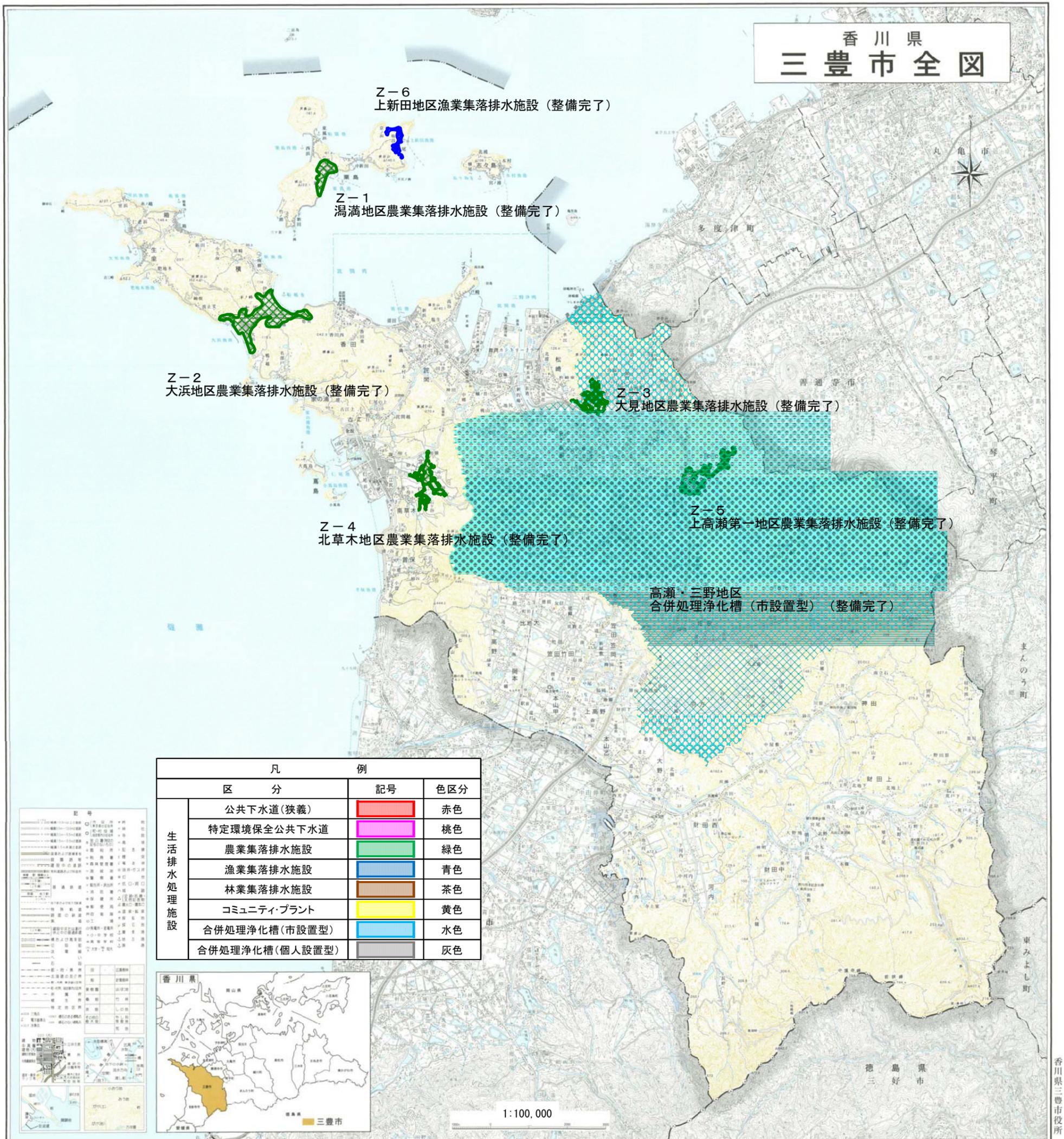
表2-2-2 漁業集落排水施設

地区名	面積 (ha)	人口 (人)	戸数 (戸)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)		処理方式	処理場 建設費※ (百万円)
				日平均	日最大		
上新田	13.0	202	60	54.5	66.7	接触ばっ気 凝集沈殿	138

資料：集落排水施設比較表（三豊市）、平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

※処理場建設費には用地費含む。人口・戸数は常住（定住）+換算（流入）。

図2-2-1 既整備区域等の把握・設定



## 2-2-2 周辺家屋の取り込み等による既整備区域の設定

既整備区域等の周辺にある未整備の家屋については、これに接続することが、経済性の観点から有利になることがある。

そこで、既整備区域等を核とした家屋間限界距離を算定し、経済性を基にしつつ、整備時期や地域の実情を踏まえ、未整備の周辺家屋の取り込みの検討を行う。

なお、家屋間限界距離等の算出に用いる費用関数や将来人口等は、「1-4 構想に用いる将来人口等の設定」に基づくものとする。

## 2-2-3 家屋間限界距離

「家屋間限界距離」とは、個別処理と集合処理の経済的分岐点を、1家屋あたりの管渠延長で表したものである。(図2-2-2) このため、家屋1戸を集合処理に接続するために必要な管渠延長が、家屋間限界距離より短い場合は集合処理への接続(集合処理とする)が有利となり、長い場合は接続しない(個別処理とする)ことが有利となる。

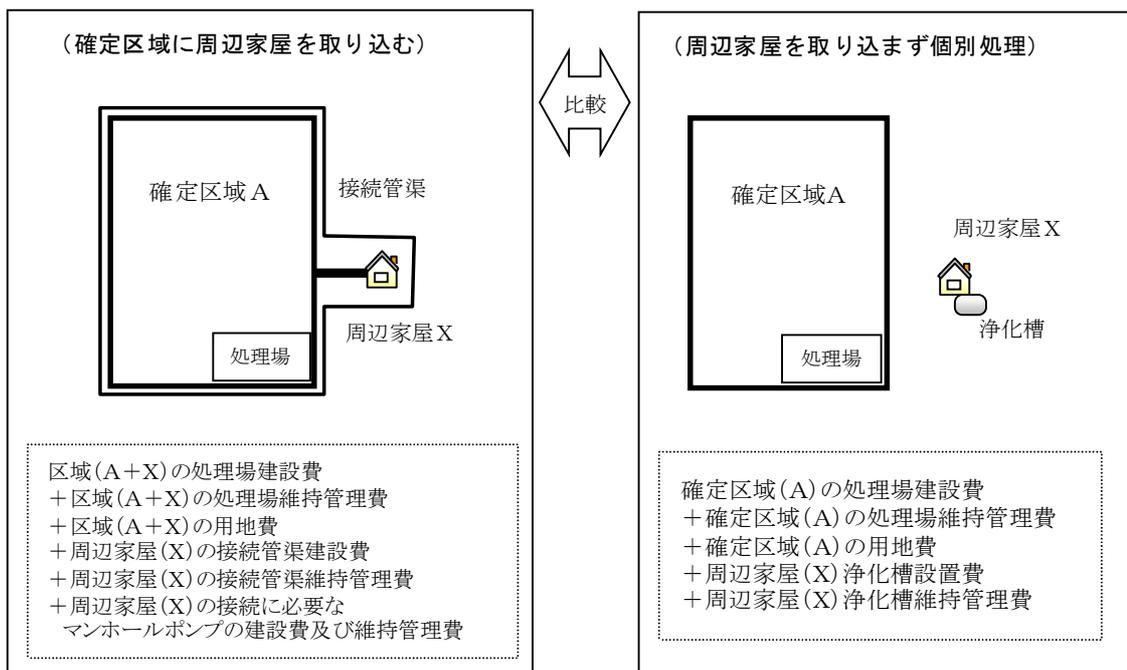


図2-2-2 家屋間限界距離設定イメージ

上の左図と右図がイコールになる接続管渠の延長を「家屋間限界距離」として、その「家屋間限界距離」以内であれば、取り込みを行う。

また、既整備区域別の1世帯当たり人口は、表2-2-3に示すとおりとする。

表2-2-3 既整備区域別の人口・世帯数（家屋数）の設定

地区名 既整備区域	2013年(H25)			2035年(H47)		
	世帯数 (家屋数)	人口 (人)	1世帯 当たり人員 (人/世帯)	世帯数 (家屋数)	人口 (人)	1世帯 当たり人員 (人/世帯)
漧東	29	49		24	37	
漧西	17	26		14	19	
満1	12	16		10	12	
満2	13	17		11	13	
農業集落排水(漧満)	71	108	1.52	59	81	1.37
大浜	284	689		230	514	
波止艾	30	85		24	63	
船越	60	141		49	105	
伊砂子	58	132		47	99	
農業集落排水(大浜)	432	1,047	2.42	350	781	2.23
西大見	66	178		54	133	
岡崎	67	180		54	134	
浅津	39	114		32	85	
田所	26	65		21	49	
農業集落排水(大見)	198	537	2.71	161	401	2.49
石ヶ谷	36	105		29	78	
峠	35	94		28	70	
千代	41	117		33	87	
片山	79	234		64	175	
砂入加嶺	25	77		20	58	
農業集落排水(北草木)	216	627	2.90	174	468	2.69
平見	17	54		14	40	
青井谷	21	49		17	37	
石淵	20	59		16	44	
上之荘	32	95		26	71	
北原	46	152		38	114	
中浦	32	106		26	79	
西村	23	60		19	45	
農業集落排水(上高瀬第一)	191	575	3.01	156	430	2.76
塩谷	27	49		22	37	
尾	18	29		15	22	
漁業集落排水(上新田)	45	78	1.73	37	59	1.59

※表示桁数、四捨五入の関係で数値が合わない場合がある。既整備区域周辺の家屋も含む。

これまでの条件で、各地区の家屋間限界距離を算定すると、表 2-2-4 及び「家屋間限界距離の設定」に示すとおりとなる。

表 2-2-4 家屋間限界距離

種別	地区名	家屋間限界距離(m)	備考
農業集落排水施設	潟満	74	Z-1
	大浜	52	Z-2
	大見	57	Z-3
	北草木	54	Z-4
	上高瀬第一	53	Z-5
漁業集落排水施設	上新田	72	Z-6

## 家屋間限界距離の設定（瀧満地区）

### ●計算条件の入力（黄色の網掛け部のみ）

集合処理区域の諸元	
番号	Z-1
地区名	瀧満
①事業区分	1
②戸数	1戸
③1戸当たり人口	1.37人/戸
④1人1日当り	
日最大汚水量	m <sup>3</sup> /人・日
⑤処理場日最大汚水量	m <sup>3</sup> /日
⑥既整備区域等の人口	370人
⑦5人槽=1, 7人槽=2を入力	1
⑨日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日の場合(OD法=1、標準法=2) また、10,000m <sup>3</sup> /日未満は1を入力	
⑩日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日～500,000m <sup>3</sup> /日の標準法の場合(焼却なし=1, 焼却含む=2)	

※要領※

① 事業区分は、集合処理区域が農漁集事業の場合は1、下水道事業の場合は2を入力する。

② 戸数は非常住家屋を含めた換算戸数を入れる。

③ 1戸当たり人口は各区域の実績に従うこと。

④ 1人1日当り日最大汚水量は、同市町内に既計画がある場合は、その数値を用いる。もしくは、計画設計指針などを参考にするとする。

⑤ 下水道の場合(①で2を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。農集排の場合(①で1を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。既整備区域戸数×1世帯数当たり人員

### ◆計算結果

集合処理区域 Z-1 瀧満	
集合処理とした場合	
処理場建設費	21,273.0万円
耐用年数	33年
①年当たり費用	644.6万円/年
②処理場維持管理費	221.1万円
個別処理とした場合	
処理場建設費(用地費含む)	21,232.4万円
耐用年数	33年
③年当たり費用	643.4万円/年
④処理場維持管理費	220.5万円/年
浄化槽建設費(5人槽)	83.7万円/基
耐用年数	32年
⑤年当たり費用	2.6万円/基/年
⑥浄化槽維持管理費(5人槽)	6.6万円/基/年
管渠建設費・維持管理費	
管渠建設費(単価)	6.9万円/m
償却年数	72年
⑦年当たり費用	0.096万円/年
⑧管渠維持管理費(単価)	0.003万円/年
家屋間限界距離(L)	74m

$$L = (③+④+⑤+⑥-①-②) / (⑦+⑧)$$

※処理場建設費には用地費含む

## 家屋間限界距離の設定（大浜地区）

### ●計算条件の入力（黄色の網掛け部のみ）

集合処理区域の諸元	
番号	Z-2
地区名	大浜
①事業区分	1
②戸数	1戸
③1戸当たり人口	2.23人/戸
④1人1日当り	
日最大汚水量	m <sup>3</sup> /人・日
⑤処理場日最大汚水量	m <sup>3</sup> /日
⑥既整備区域等の人口	1,520人
⑦5人槽=1, 7人槽=2を入力	1
⑨日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日の場合(OD法=1、標準法=2) また、10,000m <sup>3</sup> /日未満は1を入力	
⑩日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日～500,000m <sup>3</sup> /日の標準法の場合(焼却なし=1, 焼却含む=2)	
※要領※	
① 事業区分は、集合処理区域が農漁集事業の場合は1、下水道事業の場合は2を入力する。	
② 戸数は非常住家屋を含めた換算戸数を入れる。	
③ 1戸当たり人口は各区域の実績に従うこと。	
④ 1人1日当り日最大汚水量は、同市町内に既計画がある場合は、その数値を用いる。もしくは、計画設計指針などを参考にするとする。	
⑤ 下水道の場合(①で2を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。農集排の場合(①で1を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。既整備区域戸数×1世帯数当たり人員	

### ◆計算結果

集合処理区域 Z-2 大浜	
集合処理とした場合	
処理場建設費	78,684.4万円
耐用年数	33年
①年当たり費用	2,384.4万円/年
②処理場維持管理費	579.8万円
個別処理とした場合	
処理場建設費(用地費含む)	78,570.4万円
耐用年数	33年
③年当たり費用	2,380.9万円/年
④処理場維持管理費	579.3万円/年
浄化槽建設費(5人槽)	83.7万円/基
耐用年数	32年
⑤年当たり費用	2.6万円/基/年
⑥浄化槽維持管理費(5人槽)	6.6万円/基/年
管渠建設費・維持管理費	
管渠建設費(単価)	6.9万円/m
償却年数	72年
⑦年当たり費用	0.096万円/年
⑧管渠維持管理費(単価)	0.003万円/年
家屋間限界距離(L)	52m

$$L = (③+④+⑤+⑥+①-②) / (⑦+⑧)$$

※処理場建設費には用地費含む

## 家屋間限界距離の設定（大見地区）

### ●計算条件の入力（黄色の網掛け部のみ）

集合処理区域の諸元	
番号	Z-3
地区名	大見
①事業区分	1
②戸数	1戸
③1戸当たり人口	2.49人/戸
④1人1日当り	
日最大汚水量	m <sup>3</sup> /人・日
⑤処理場日最大汚水量	m <sup>3</sup> /日
⑥既整備区域等の人口	700人
⑦5人槽=1, 7人槽=2を入力	1
⑨日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日の場合(OD法=1、標準法=2) また、10,000m <sup>3</sup> /日未満は1を入力	
⑩日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日～500,000m <sup>3</sup> /日の標準法の場合(焼却なし=1, 焼却含む=2)	

※要領※

① 事業区分は、集合処理区域が農漁集事業の場合は1、下水道事業の場合は2を入力する。

② 戸数は非常住家屋を含めた換算戸数を入れる。

③ 1戸当たり人口は各区域の実績に従うこと。

④ 1人1日当り日最大汚水量は、同市町内に既計画がある場合は、その数値を用いる。もしくは、計画設計指針などを参考にするとする。

⑤ 下水道の場合(①で2を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。農集排の場合(①で1を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。既整備区域戸数×1世帯数当たり人員

### ◆計算結果

集合処理区域 Z-3 大見	
集合処理とした場合	
処理場建設費	45,489.2万円
耐用年数	33年
①年当たり費用	1,378.5万円/年
②処理場維持管理費	341.8万円
個別処理とした場合	
処理場建設費(用地費含む)	45,400.0万円
耐用年数	33年
③年当たり費用	1,375.8万円/年
④処理場維持管理費	341.0万円/年
浄化槽建設費(5人槽)	83.7万円/基
耐用年数	32年
⑤年当たり費用	2.6万円/基/年
⑥浄化槽維持管理費(5人槽)	6.6万円/基/年
管渠建設費・維持管理費	
管渠建設費(単価)	6.9万円/m
償却年数	72年
⑦年当たり費用	0.096万円/年
⑧管渠維持管理費(単価)	0.003万円/年
家屋間限界距離(L)	57m

$$L = (③+④+⑤+⑥+①-②) / (⑦+⑧)$$

※処理場建設費には用地費含む

## 家屋間限界距離の設定（北草木地区）

### ●計算条件の入力（黄色の網掛け部のみ）

集合処理区域の諸元	
番号	Z-4
地区名	北草木
①事業区分	1
②戸数	1戸
③1戸当たり人口	2.69人/戸
④1人1日当り	
日最大汚水量	m <sup>3</sup> /人・日
⑤処理場日最大汚水量	m <sup>3</sup> /日
⑥既整備区域等の人口	640人
⑦5人槽=1, 7人槽=2を入力	1
⑨日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日の場合(OD法=1、標準法=2) また、10,000m <sup>3</sup> /日未満は1を入力	
⑩日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日～500,000m <sup>3</sup> /日の標準法の場合(焼却なし=1, 焼却含む=2)	
※要領※	
① 事業区分は、集合処理区域が農漁集事業の場合は1、下水道事業の場合は2を入力する。	
② 戸数は非常住家屋を含めた換算戸数を入れる。	
③ 1戸当たり人口は各区域の実績に従うこと。	
④ 1人1日当り日最大汚水量は、同市町内に既計画がある場合は、その数値を用いる。もしくは、計画設計指針などを参考にするとする。	
⑤ 下水道の場合(①で2を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。農集排の場合(①で1を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。既整備区域戸数×1世帯数当たり人員	

### ◆計算結果

集合処理区域 Z-4 北草木	
集合処理とした場合	
処理場建設費	40,917.5万円
耐用年数	33年
①年当たり費用	1,239.9万円/年
②処理場維持管理費	321.6万円
個別処理とした場合	
処理場建設費(用地費含む)	40,824.1万円
耐用年数	33年
③年当たり費用	1,237.1万円/年
④処理場維持管理費	320.7万円/年
浄化槽建設費(5人槽)	83.7万円/基
耐用年数	32年
⑤年当たり費用	2.6万円/基/年
⑥浄化槽維持管理費(5人槽)	6.6万円/基/年
管渠建設費・維持管理費	
管渠建設費(単価)	6.9万円/m
償却年数	72年
⑦年当たり費用	0.096万円/年
⑧管渠維持管理費(単価)	0.003万円/年
家屋間限界距離(L)	54m

$$L = (③+④+⑤+⑥+①-②) / (⑦+⑧)$$

※処理場建設費には用地費含む

# 家屋間限界距離の設定（上高瀬第一地区）

## ●計算条件の入力（黄色の網掛け部のみ）

集合処理区域の諸元	
番号	Z-5
地区名	上高瀬第一
①事業区分	1
②戸数	1戸
③1戸当たり人口	2.76人/戸
④1人1日当り	
日最大汚水量	m <sup>3</sup> /人・日
⑤処理場日最大汚水量	m <sup>3</sup> /日
⑥既整備区域等の人口	660人
⑦5人槽=1, 7人槽=2を入力	1
⑨日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日の場合(OD法=1、標準法=2) また、10,000m <sup>3</sup> /日未満は1を入力	
⑩日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日～500,000m <sup>3</sup> /日の標準法の場合(焼却なし=1, 焼却含む=2)	

※要領※

- ① 事業区分は、集合処理区域が農漁集事業の場合は1、下水道事業の場合は2を入力する。
- ② 戸数は非常住家屋を含めた換算戸数を入れる。
- ③ 1戸当たり人口は各区域の実績に従うこと。
- ④ 1人1日当り日最大汚水量は、同市町内に既計画がある場合は、その数値を用いる。もしくは、計画設計指針などを参考にするとする。
- ⑤ 下水道の場合(①で2を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。農集排の場合(①で1を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。既整備区域戸数×1世帯数当たり人員

## ◆計算結果

集合処理区域 Z-5 上高瀬第一	
集合処理とした場合	
処理場建設費	38,702.4万円
耐用年数	33年
①年当たり費用	1,172.8万円/年
②処理場維持管理費	328.5万円
個別処理とした場合	
処理場建設費(用地費含む)	38,605.6万円
耐用年数	33年
③年当たり費用	1,169.9万円/年
④処理場維持管理費	327.5万円/年
浄化槽建設費(5人槽)	83.7万円/基
耐用年数	32年
⑤年当たり費用	2.6万円/基/年
⑥浄化槽維持管理費(5人槽)	6.6万円/基/年
管渠建設費・維持管理費	
管渠建設費(単価)	6.9万円/m
償却年数	72年
⑦年当たり費用	0.096万円/年
⑧管渠維持管理費(単価)	0.003万円/年
家屋間限界距離(L)	53m

$$L = (③+④+⑤+⑥+①-②) / (⑦+⑧)$$

※処理場建設費には用地費含む

# 家屋間限界距離の設定（上新田地区）

## ●計算条件の入力（黄色の網掛け部のみ）

集合処理区域の諸元	
番号	Z-6
地区名	上新田
①事業区分	1
②戸数	1戸
③1戸当たり人口	1.59人/戸
④1人1日当り	
日最大汚水量	m <sup>3</sup> /人・日
⑤処理場日最大汚水量	m <sup>3</sup> /日
⑥既整備区域等の人口	202人
⑦5人槽=1, 7人槽=2を入力	1
⑨日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日の場合(OD法=1、標準法=2) また、10,000m <sup>3</sup> /日未満は1を入力	
⑩日最大汚水量が10,000m <sup>3</sup> /日～500,000m <sup>3</sup> /日の標準法の場合(焼却なし=1, 焼却含む=2)	
※要領※	
① 事業区分は、集合処理区域が農漁集事業の場合は1、下水道事業の場合は2を入力する。	
② 戸数は非常住家屋を含めた換算戸数を入れる。	
③ 1戸当たり人口は各区域の実績に従うこと。	
④ 1人1日当り日最大汚水量は、同市町内に既計画がある場合は、その数値を用いる。もしくは、計画設計指針などを参考にするとする。	
⑤ 下水道の場合(①で2を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。農集排の場合(①で1を選択した場合) 現況または計画時における既整備区域等の汚水処理施設の日最大汚水量を入力する。既整備区域戸数×1世帯数当たり人員	

## ◆計算結果

集合処理区域 Z-6 上新田	
集合処理とした場合	
処理場建設費	13,834.7万円
耐用年数	33年
①年当たり費用	419.2万円/年
②処理場維持管理費	146.6万円
個別処理とした場合	
処理場建設費(用地費含む)	13,792.5万円
耐用年数	33年
③年当たり費用	418.0万円/年
④処理場維持管理費	145.8万円/年
浄化槽建設費(5人槽)	83.7万円/基
耐用年数	32年
⑤年当たり費用	2.6万円/基/年
⑥浄化槽維持管理費(5人槽)	6.6万円/基/年
管渠建設費・維持管理費	
管渠建設費(単価)	6.9万円/m
償却年数	72年
⑦年当たり費用	0.096万円/年
⑧管渠維持管理費(単価)	0.003万円/年
家屋間限界距離(L)	72m

$$L = (③+④+⑤+⑥-①-②) / (⑦+⑧)$$

※処理場建設費には用地費含む

周辺家屋の取り込み等による既整備区域の設定にあたり、既整備区域等の周辺家屋について、前述の家屋間限界距離を参考に、経済性を基にした家屋の取り込みの検討を行う。

既整備区域（潟満、大浜、大見、北草木、上高瀬第一、上新田）の周辺家屋について、合併処理浄化槽の整備状況も考慮して検討した結果、事例様式2に示すとおり、周辺家屋の取り込みは行わないものとする。

事例様式2

既整備区域等の検討単位区域の検討

市町作業用

処理区域 番号	事業の 略称(仮)	処理区域名 地区名	処理区域 (ha)		処理区域内 人口 (人)	経済比較 (年当り費用万円/年)		処理場用 地の確保 (見通し)	放流先の 確保	判定		備 考
			現計画	見直し		集合	個別			継続	修正	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
Z-1	農集排	渦満	45.0	—	108 196	—	—	◎	◎	○		周辺家屋の取り込み等 は行わない
Z-2	農集排	大浜	46.0	—	1,047 1,147	—	—	◎	◎	○		周辺家屋の取り込み等 は行わない
Z-3	農集排	大見	25.7	—	566 596	—	—	◎	◎	○		周辺家屋の取り込み等 は行わない
Z-4	農集排	北草木	26.0	—	545 556	—	—	◎	◎	○		周辺家屋の取り込み等 は行わない
Z-5	農集排	上高瀬第一	34.0	—	575 586	—	—	◎	◎	○		周辺家屋の取り込み等 は行わない
Z-6	漁集排	上新田	13.0	—	78 78	—	—	◎	◎	○		周辺家屋の取り込み等 は行わない

1) 整備手法は、市町整備計画(平成18年度策定)で設定していた事業で整備をすると想定します。〔2〕

2) 備考には、区域界変更の理由や処理方式(集合処理、個別処理)変更の理由を記入します。〔13〕

3) 判定の欄には継続か修正のどちらかに○印を記入します。〔11〕〔12〕

4) 処理区域内人口は平成26年3月現在の住民基本台帳人口から設定します。〔6〕

5) 処理区域内人口は、上段に常住人口、下段に事務所、官公署、工場などの排水を常住人口相当に換算した換算人口を加えた人口を記入します。〔6〕

6) 処理場用地の確保は、確保できているまたはできる場合は◎、見通しがある場合は○、確保できなくなった場合は×を記入します。〔9〕

7) 放流先の確保は、確保できているまたはできる場合は◎、見通しがある場合は○、確保できなくなった場合は×を記入します。〔10〕

8) 処理区域番号は市町整備計画(平成18年度策定)のものを仮付けしておきます。〔1〕

### 2-3 既整備区域等以外の把握・設定

既整備区域等以外の区域の集落や家屋について、集合処理が適当か、個別処理が適当かを判断するために、家屋間限界距離等を算定し、整備時期、地域の実情を踏まえ、検討単位区域を設定する。

三豊市では、「図1-1 現構想（平成18年度）構想図」で示されるとおり、既整備区域等以外の区域では、集合処理（公共下水道、農業集落排水施設等）区域は設定されていない。

また、既整備区域等以外の区域は、浄化槽設置整備事業での整備を推進していることから、既整備区域等以外の検討単位区域の設定は行わない。

### 3. 処理区域の設定

#### 3-1 処理区域の設定手順

処理区域の設定は、「2. 検討単位区域の設定」で設定した検討単位区域を対象に経済性等を基にして、集合処理が有利か、個別処理が有利かを検討するものであり、「市町整備計画作成マニュアル」では、次のとおり行うとしている。（図3-1-1）

- ①検討単位区域毎の将来人口等の設定
- ②既存生活排水処理施設の状況と把握
- ③経済性を基にした集合処理・個別処理の比較
- ④集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討
- ⑤集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討
- ⑥整備時期、水質保全効果、地域特性、住民の意向等を考慮した集合処理区域・個別処理区域の設定

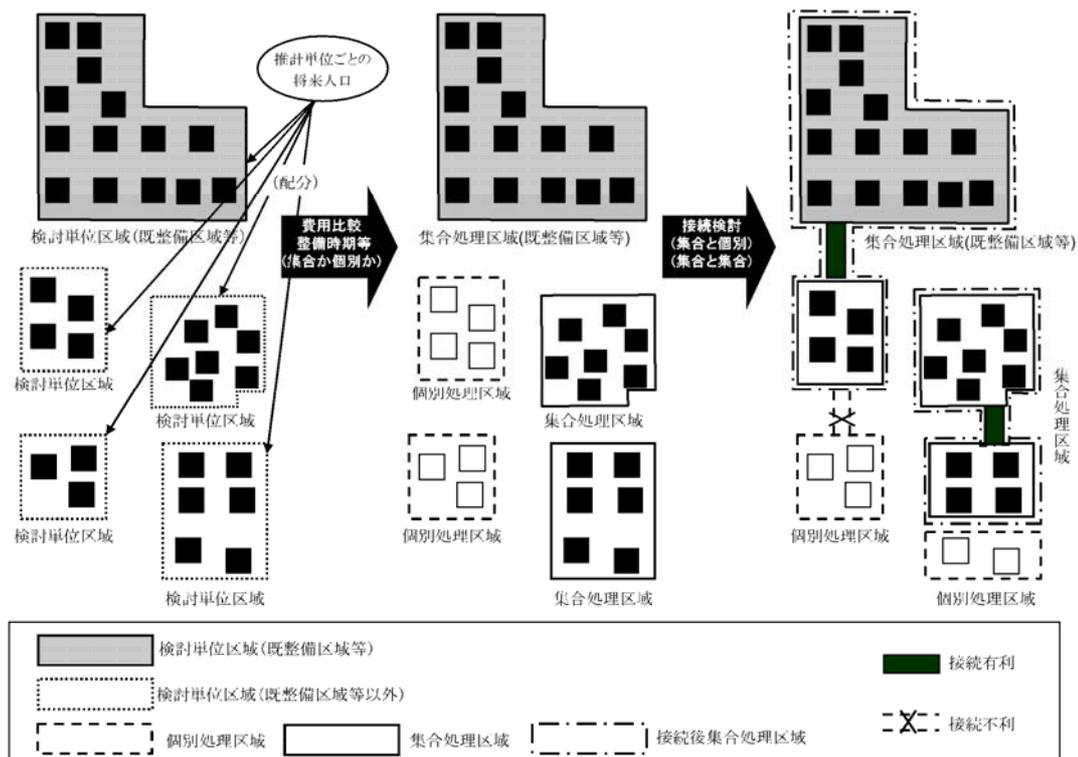


図3-1-1 処理区域設定イメージ

### 3-2 検討単位区域毎の将来人口等の設定

集合処理と個別処理の比較にあたって、字界等の単位で推計した将来フレーム想定年次における将来人口・家屋数を基に、検討単位区域毎の将来人口・将来家屋数を設定する。（図3-2-1）

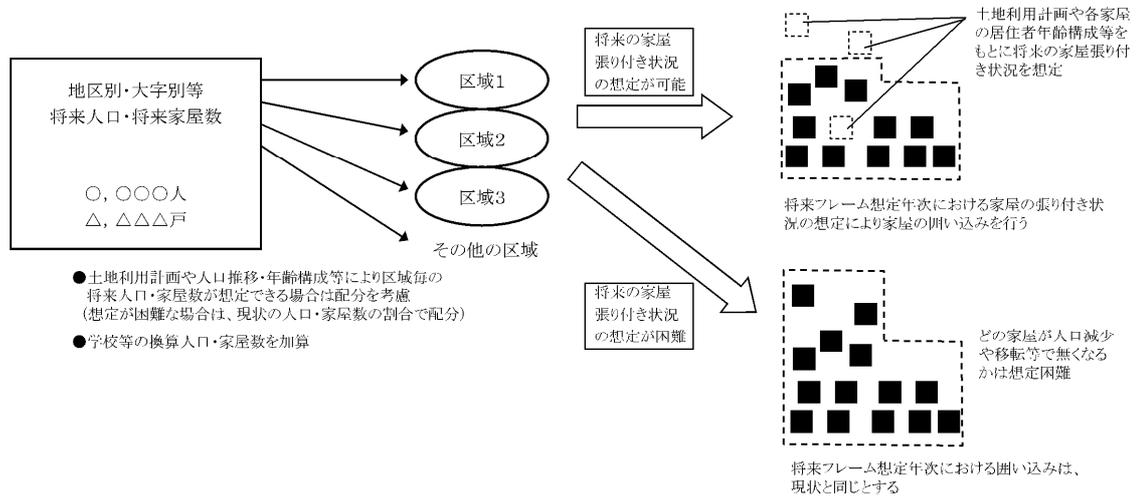


図3-2-1 検討単位区域毎の将来人口等の設定イメージ

なお、学校・事務所ビル・工場等の事業所の排出量については、表3-2-1に示す「し尿浄化槽処理対象人員算定基準（香川県）」を参考にして、人口・家屋数に換算し、検討単位区域毎に適切に加算するものとする。

なお、事業所の利用者の中に常住者が含まれる場合は、常住人口（定住人口）と換算人口（流入人口）が重複するため、表3-2-2に示す「流入率の算定例」等を参考に、その割合（流入率）を勘案して換算人口を低減する。

表3-2-1 し尿浄化槽処理対象人員算定基準（香川県）

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員		
			算定式	算定単位	
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16C$	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個) (※1)
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )
2	住宅施設関係	イ	住宅	A < 140の場合 $n = 5$ 140 ≤ Aの場合 $n = 7$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )
			ロ	共同住宅	$n = 0.05A$
		ハ	下宿・寄宿舍	$n = 0.07A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )
		ニ	学校寄宿舍・自衛隊・キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
		イ	ホテル・旅館	結婚式場または宴会場を有する場合 $n = 0.15A$ 結婚式場または宴会場を有しない場合 $n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )
3	宿泊施設関係	ロ	モテ	$n = 5R$	n : 人員 (人) R : 客室数
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
		イ	病院・診療所・伝染病院	業務用の厨房設備または洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合 $n = 8B$ 300床以上の場合 $n = 11.43(B - 300) + 2,400$
業務用の厨房設備または洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合 $n = 5B$ 300床以上の場合 $n = 7.14(B - 300) + 1,500$				
診療所・医院	$n = 0.19A$			n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )	

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員				
				算定式	算定単位			
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット		$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )		
		ロ	百貨店		$n = 0.15A$			
		ハ	飲食店	一般の場合			$n = 0.72A$	
				汚濁負荷の高い場合			$n = 2.94A$	
				汚濁負荷の低い場合			$n = 0.55A$	
ニ	喫茶店		$n = 0.80A$					
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )		
		ロ	パチンコ店		$n = 0.11A$			
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ		$n = 0.15A$			
		ニ	デイスコ		$n = 0.50A$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)		
		ホ	ゴルフ練習場		$n = 0.25S$			
		ヘ	ボーリング場		$n = 2.50L$	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)		
		ト	バッティング場		$n = 0.20S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)		
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合		$n = 3S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)	
				ナイター設備を設けない場合		$n = 2S$		
		リ	遊園地・海水浴場		$n = 16C$	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個) (※1)		
		ヌ	プール・スケート場		$n = (20C + 120U) / 8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U : 小便器数 (個) (※3) t : 単位便器当たり1日平均使用時間 (時間) t = 1.0~2.0		
ル	キャンプ場		$n = 0.56P$	n : 人員 (人) P : 収容人員 (人)				
ヲ	ゴルフ場		$n = 21H$	n : 人員 (人) H : ホール数 (ホール)				
7	駐車場関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	$n = 3.60P$	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)	
					観光部	$n = 3.83P$		
					売店なしPA	$n = 2.55P$		
					売店	一般部		$n = 2.66P$
						観光部		$n = 2.81P$

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員			
			算定式	算定単位		
		ロ	駐車場・自動車車庫	$n = (20C + 120U) / 8 \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U : 小便器数 (個) (※3) t : 単位便器当たり 1 日平均使用時間 (時間) t = 0.4~2.0	
		ハ	ガソリンスタンド	n = 20	n : 人員 (人) 1 営業所当たり	
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n = 0.20 P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n = 0.25 P		
		ハ	図書館	n = 0.08 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )	
9	事務関係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n = 0.075 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )
				業務用厨房設備を設けない場合	n = 0.06 A	
10	作業関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	n = 0.75 P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
				業務用厨房設備を設けない場合	n = 0.30 P	
11	10 用途に属さない施設	イ	市場	n = 0.02 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m <sup>2</sup> )	
		ロ	公衆浴場	n = 0.17 A		
		ハ	公衆便所	n = 16 C	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個) (※1)	
		ニ	駅・バスターミナル	P < 100,000 の場合	n = 0.008 P	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人/日)
				100,000 ≤ P < 200,000 の場合	n = 0.010 P	
200,000 ≤ P の場合	n = 0.013 P					

※1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数

※2 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

※3 女子専用便所にあつては、便器のおおむね 1/2 を小便器とみなす。

※4 ワンルームマンション、アパート等小規模でも各室厨房付きの場合は、共同住宅の分類に、学生寮、会社寮等。食堂、厨房が共用で共同生活の形態を有するものは下宿・寄宿舎・寮の分類に入る。なお、下宿営業は旅館業法に規定がある。

表 3-2-2 流入率の算定例

類似用途別番号	建築用途		流入率の算定方法
1	集会場施設関係	イ 公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	処理区外の地区住民数／地区住民または市町村の住民総数
		ハ 観覧場・体育館	処理区外の地区住民数／地区住民または市町村の住民総数
2	住宅施設関係	イ 住宅	原則、定住人口として算定されるが、別荘に該当する利用形態の場合は、ほとんどの場合100%でよい。
		ハ 下宿・寄宿舎	原則、定住人口として算定されるが、利用形態を考慮して流入人口として算定する場合は、ほとんどの場合100%でよい。
		ニ 学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	
3	宿泊施設関係	イ ホテル・旅館	施設利用者は大部分処理区外からの場合が多く、ほとんどの場合100%でよい。
		ロ モーターホテル	
4	医療施設関係	イ 病院・診療所・伝染病院	施設の実態の聞き取り調査による。
		ロ 診療所・医院	
5	店舗関係	イ 店舗・マーケット	施設の実態の聞き取り調査による。
		ロ 百貨店	
		ハ 飲食店	
		ニ 喫茶店	
6	娯楽施設関係	イ 玉突場・卓球場	処理区外の地区住民数／地区住民総数
		ロ パチンコ店	
		ハ 囲碁クラブ・マーじゃんクラブ	
		ニ デイスク	
		ホ ゴルフ練習場	
		ヘ ボーリング場	
		ト バッティング場	
		チ テニス場	
		リ 遊園地・海水浴場	
		ヌ プール・スケート場	
		ル キャンプ場	
ヲ ゴルフ場			
7	駐車場関係	ロ 駐車場・自動車車庫	処理区外の地区住民数／地区住民総数
		ハ ガソリンスタンド	処理区外の地区住民数／地区住民総数

類似用途別番号	建築用途		流入率の算定方法
8	学校施設関係	イ 保育所・幼稚園・小学校・中学校	処理区外の職員・生徒数／職員・生徒総数
		ロ 高等学校・大学・各種学校	処理区外の職員・生徒数／職員・生徒総数
		ハ 図書館	(市町村住民総数－処理区住民総数)／市町村住民総数
9	事務関係	イ 事務所	処理区外の従業員数／全従業員
10	作業関係	イ 工場・作業所・研究所・試験所	処理区外の従業員数／全従業員
11	10用途に属さない施設	ハ 公衆便所	処理区外の地区住民数／地区住民総数
		ニ 駅・バスターミナル	処理区外の地区住民数／地区住民総数

店舗関係のうち理容院、美容院については、「し尿浄化槽の処理対象人員算定基準の解説（建築用途別処理対象人員策定委員会）」等の資料より、算定の根拠は業務排水が主であり、施設利用者の中に定住者が含まれる場合でも、施設からの排水と定住者自身の生活排水とが重複することは考えにくいことから、流入率を100%とする。

資料：「農業集落排水施設における計画処理対象人口算定に関する参考資料」（社団法人 日本農業集落排水協会）

### 3-3 既存生活排水処理施設の状況と把握

処理区域を設定するにあたり、既に整備されている生活排水処理施設の状況を把握した上で検討する。既存の生活排水処理施設の処理能力等を整理したものを表3-3-1～2に示す。

表3-3-1 農業集落排水施設

処理場名	計画				処理方式	供用開始年度	現況（平成25年度）			
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)			処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理戸数 (戸)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
潟満	45.0	370	135	99.9	JARUS-V型	平成5年	45.0	108	88	99.9
大浜	46.0	1,520	441	410.4	JARUS-XII・G型	平成13年	46.0	813	319	411.0
大見	25.7	700	185	189.0	JARUS-XII・G型	平成15年	25.7	384	120	189.0
北草木	26.0	640	174	172.8	JARUS-XII・G型	平成14年	26.0	467	145	173.0
上高瀬第一	34.0	660	166	178.2	JARUS-XI型	平成11年	34.0	466	136	179.0

資料：集落排水施設比較表（三豊市）、平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

※計画人口・戸数には換算（流入）を含む。

表3-3-2 漁業集落排水施設

処理場名	計画				処理方式	供用開始年度	現況（平成25年度）			
	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)			処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理戸数 (戸)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
上新田	13.0	202	60	54.5	接触ばっ気凝集沈殿	平成5年	13.0	78	45	55.0

資料：集落排水施設比較表（三豊市）、平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

※計画人口・戸数には換算（流入）を含む。

### 3-4 経済性を基にした集合処理・個別処理の比較

既整備区域等以外の検討単位区域を対象として、集合処理が有利となるか、個別処理が有利となるかについて、経済性を基にした比較を行う。（図3-4-1）

比較にあたっては、可能な限り地域の実情に応じて算出した数値を用いて比較を行うものとする。

なお、経済比較に用いる費用関数は、「1-4 構想に用いる将来人口等の設定」に基づくものとする。

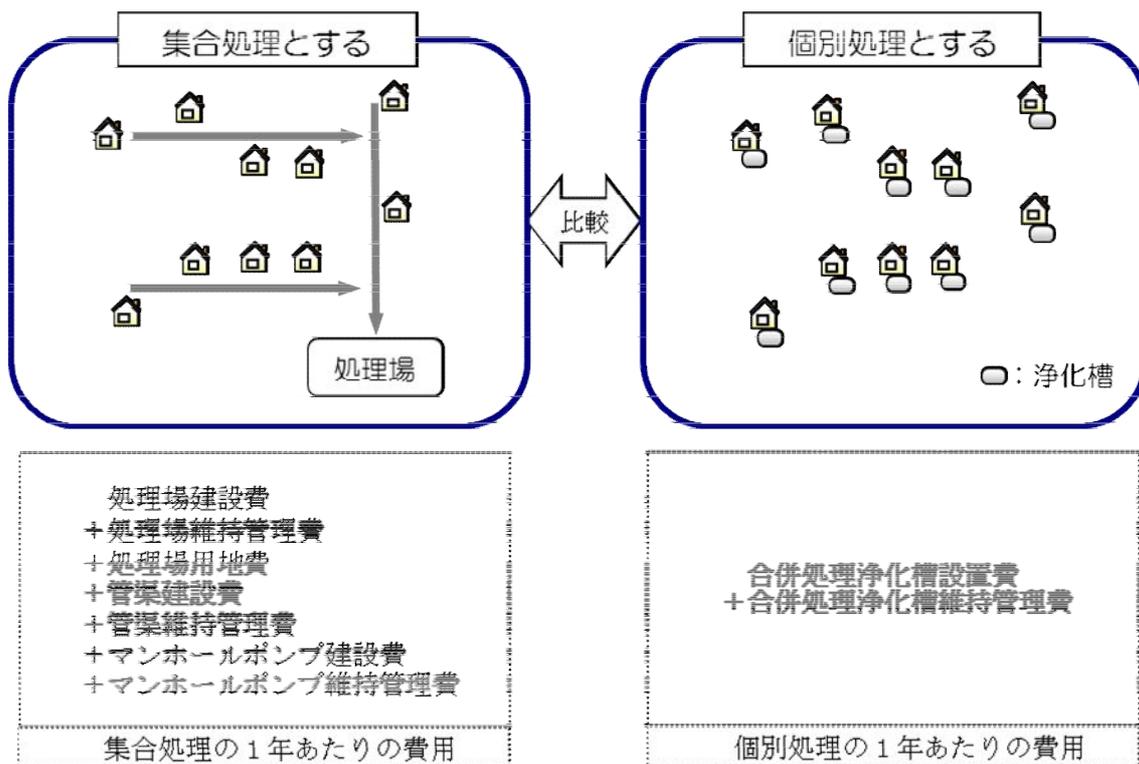
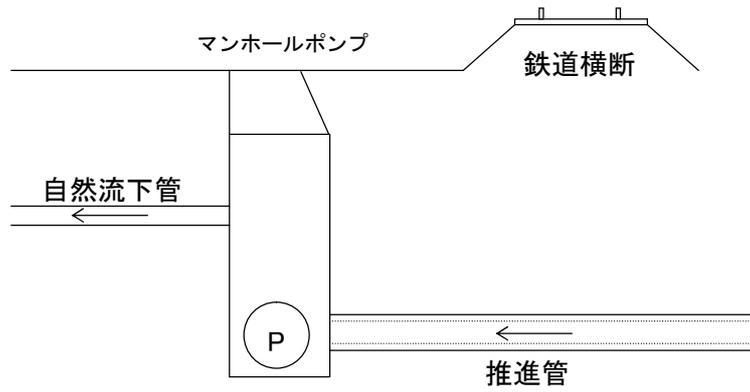


図3-4-1 検討単位区域における集合処理と個別処理の判定イメージ

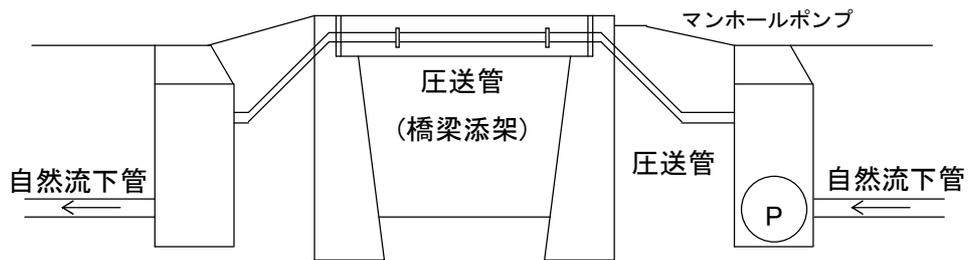
また、管渠は開削工法を前提としているが、河川、国道、鉄道などを横断する場合は、マンホールポンプの設置、橋梁添架、推進工法などの採用が考えられることからこれらを考慮し、可能な限り実態に即して比較する。

事例様式3に示すとおり、本計画においては、該当地区はない。

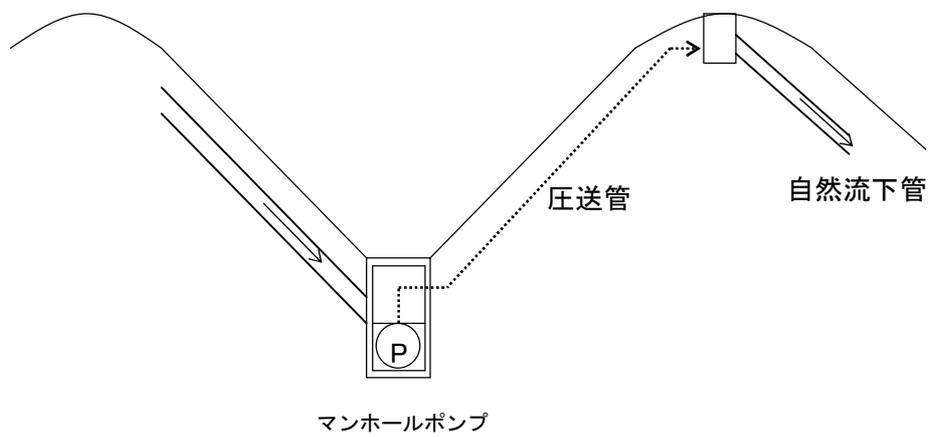
鉄道・国道横断（例）



河川横断（例）



低地より高地へ圧送（例）



事例様式3

既整備区域等以外の検討単位区域の検討

市町作業用

① 集合処理区 の番号(仮)	② 事業の略称 (仮)	③ 処理区域・ 地区の名称	④ 区域面積 (ha)	⑤ 区域内 人口(人)	⑥ 経済比較 (年当り費用万円/年)		⑦ 個別処理	⑧ 処理場用 地の確保 (見通し)	⑨ 放流先の 確保 (見通し)	判定		備考
					⑧ 集合処理	⑧ 個別処理				⑩ 集合処理	⑩ 個別処理	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	⑨	⑩	⑩	⑫

1) 整備しようとする事業は、区域およびその周辺の土地利用形態、土地利用規制、人口の規模ならびに類似する処理区域の整備事業などを参考に設定します。〔2〕

2) 区域内人口は、平成26年3月現在の住民基本台帳人口に基づき算定します。この場合、区域内にある事務所、店舗、官公署などから排出される生活系汚水を見込んだもので検討します。〔2〕

区域内人口の欄は集合処理が個別処理のいずれかに○印を記入します。〔10①〕

3) 判定の欄は集合処理が個別処理のいずれかに○印を記入します。〔10①〕

4) 備考には、経済性以外の理由で判定した場合、その理由を記入します。

個別処理を選択した場合は、さらに「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」または「市町整備推進事業(市町設置型)」のいずれかを記入して、その選択理由も記入してください。〔12〕

5) 集合処理区域の番号(仮)は集-1、集-2、集-3と仮番号を記入します。〔1〕

6) 処理場用地の確保は、見通しがある場合は◎、見通しがつきそうな場合は△、不明な場合は○、不明な場合は×を記入します。〔8〕

7) 放流先の確保は、確保できる場合は◎、見通しがある場合は△、不明な場合は○、不明な場合は×を記入します。〔9〕

### 3-5 集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討

集合処理区域（既整備区域等含む）に個別処理区域を接続した場合の検討を、以下のとおり行う。（図3-5-1）

- (1) 集合処理が有利とされた区域に個別処理が有利とされた区域を接続した場合の検討
- (2) 既整備区域等に個別処理が有利とされた区域を接続する場合の検討

検討にあたっては、接続ルート沿いにある家屋についても取り込みを行い、経済性の検討を行うこととする。なお、可能な限り地域の実情に応じて算出した数値を用いて行うものとする。

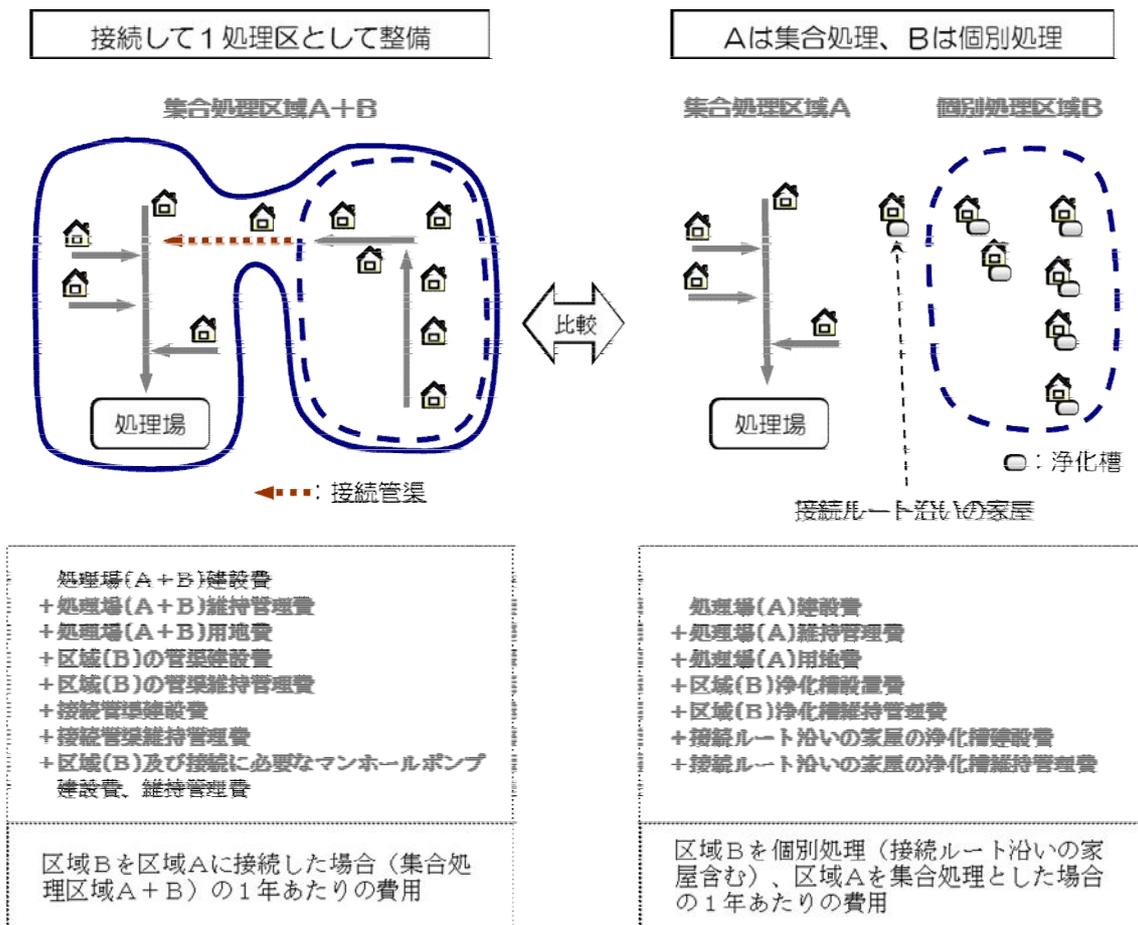


図3-5-1 集合処理区域と個別処理区域との接続検討イメージ

### 3-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討

集合処理が有利とされた区域の接続検討を行う。検討にあたっては、接続ルート沿いにある家屋についても取り込みを行い、経済性の検討を行うこととする。（図3-6-1）

- (1) 集合処理区域同士の接続検討
- (2) 既整備区域等と他の集合処理区域の接続検討

なお、可能な限り地域の実情に応じて算出した数値を用いて行うものとする。

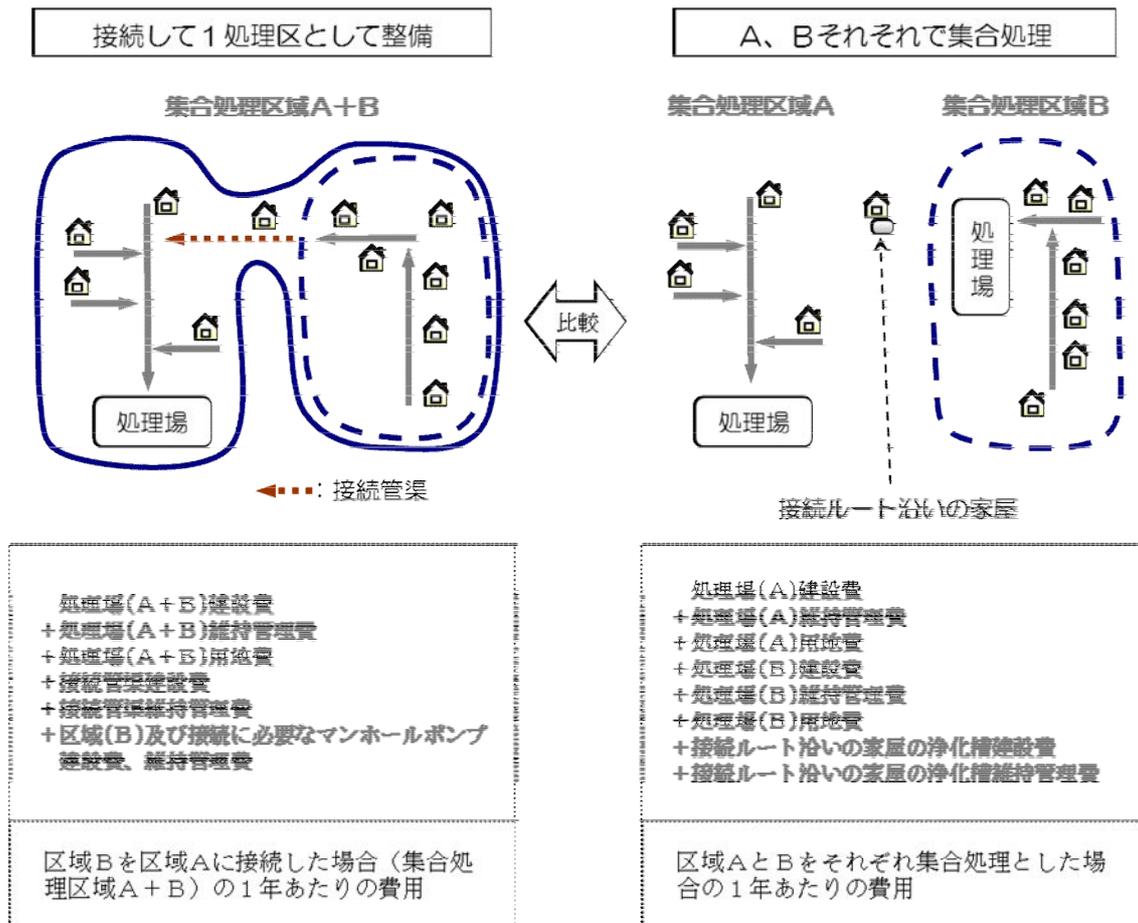


図3-6-1 集合処理区域同士の接続検討イメージ

事例様式4に示すとおり、本計画においては「集合処理区域（既整備区域等含む）と個別処理区域との接続検討」及び「集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」とも該当地区はない。

これまでに検討した結果を整理すると、事例様式5、図3-6-2のとおりとなる。

事例様式4

処理区域(案)の接続検討

市町作業用

接続先の処理区域					接続しようとする区域					経済比較		判定		備考
処理区域 番号 ①	事業の略称 (仮) ②	処理区域 の名称 ③	処理区域 面積(ha) ④	処理人口 (人) ⑤	処理区域 番号 ⑥	事業の略称 (仮) ⑦	処理区域 の名称 ⑧	処理区域 面積(ha) ⑨	処理人口 (人) ⑩	接続した 場合 ⑪	接続しない 場合 ⑫	接続 する ⑬	接続 しない ⑭	
							該当地区なし							

1) 処理人口は将来フレーム想定年次(平成47年度)における計画人口に基づき算出した常住人口と区域内にある事務所、店舗、官公署などから排出される生活系汚水を見込んだもので検討しますので、処理人口の欄の上段には常住人口を、下段には常住人口と常住人口相当に換算した人口を記入します。〔⑤⑩〕

2) 備考には経済性以外の理由で接続しない場合に○印を記入します。〔⑮〕

3) 判定の欄は接続か接続しないのいずれかに○印を記入します。〔⑬⑭〕

4) 判定は処理施設の能力、用地の確保とともに放流先の状況(放流水量の取決め、許容量の制約)を十分考慮します。〔⑬⑭〕

5) 「新たな集合処理区域の検討」で処理場用地や放流先の要件によって個別処理に判定した処理区域があれば、「接続の検討」を考慮します。

事例様式5

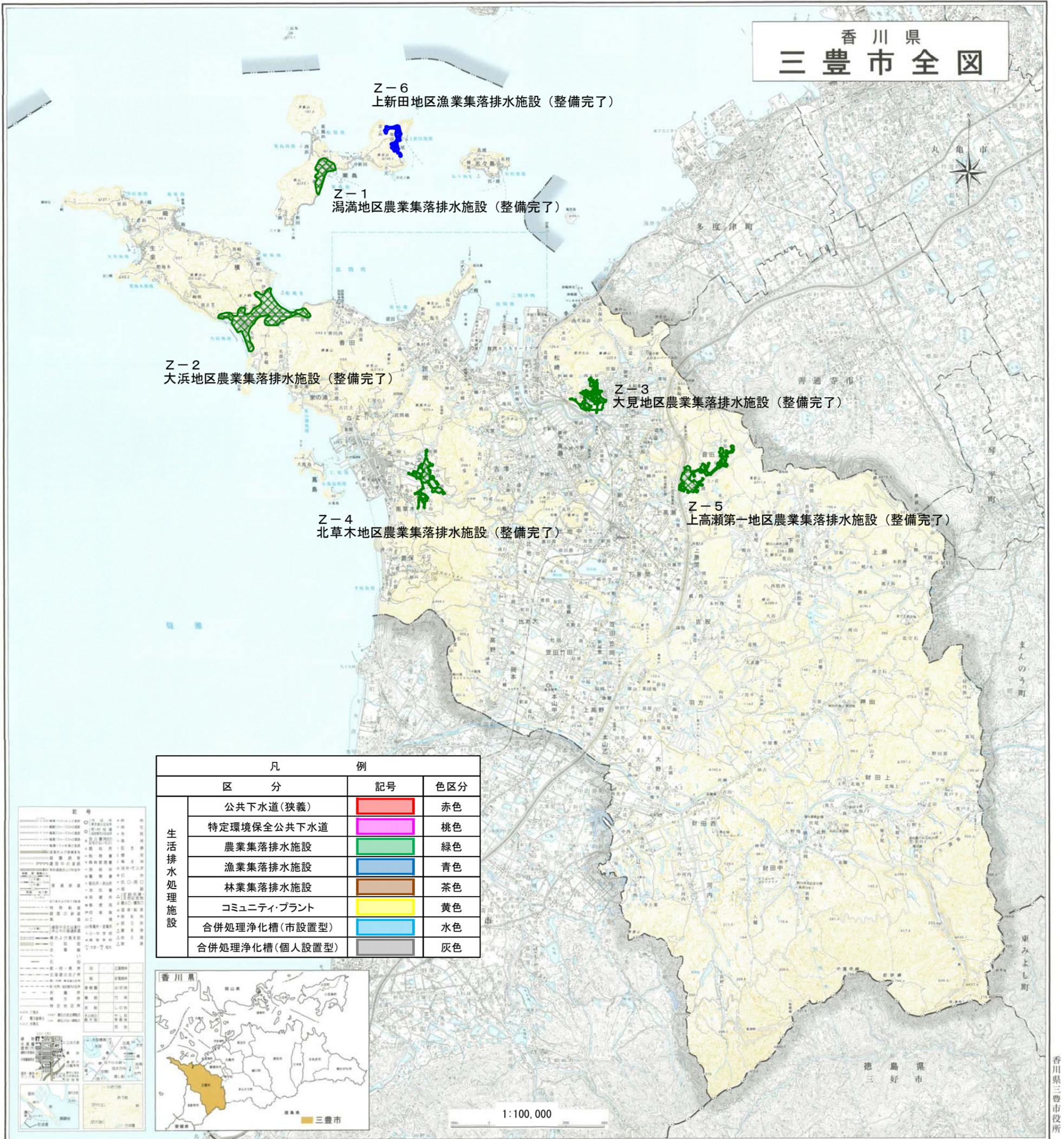
処理区域(案)の整理

市町作業用

処理区域の番号 ①	事業の略称 ②	処理区域 または 地区の名称 ③	処理区域 の面積 (ha) ④	処理人口 (人) ⑤	処理区域の構成			処理方式 ⑨	放流先 ⑩	備考 ⑪
					整備済み 処理区域 ⑥	単一の 処理区域 ⑦	接続した 処理区域 ⑧			
Z-1	農集排	潟満	45.0	81 ----- 169	○			単独処理	備讃瀬戸	
Z-2	農集排	大浜	46.0	781 ----- 881	○			単独処理	備讃瀬戸	
Z-3	農集排	大見	25.7	423 ----- 453	○			単独処理	水谷川	
Z-4	農集排	北草木	26.0	407 ----- 418	○			単独処理	江尻川	
Z-5	農集排	上高瀬第一	34.0	430 ----- 441	○			単独処理	乙田川	
Z-6	漁集排	上新田	13.0	59 ----- 59	○			単独処理	備讃瀬戸	
				-----						
				-----						
				-----						
				-----						

- 1) 処理人口の欄⑤の上段には将来フレーム想定年次(平成47年度)における計画人口に基づき設定した常住人口を記入し、事務所、店舗、官公署など生活系排水および工場排水を常住人口に換算した人口を加算した処理人口を下段に記入します。〔⑤〕
- 2) 処理方式は、単独処理か流域下水道関連かを記入します。〔⑨〕
- 3) 処理区域の構成は、該当する欄のところに○印を記入します。〔⑥⑦⑧〕
- 4) 処理区域の番号は、既処理区の番号や新たな集合処理区域の仮番号を付けておきます。〔①〕

図3-6-2 処理区（案）の整理



### 3-7 整備時期、水質保全効果、地域特性、住民の意向等を考慮した集合処理区域・個別処理区域の設定

これまでの検討では、経済性による集合処理と個別処理の比較を行ったが、集合処理区域、個別処理区域の設定にあたっては、経済性以外の特性についても考慮し、総合的判断に基づいて設定する。

経済性以外の特性としては、特に今後10年程度を目処に生活排水処理施設を概成することを目指し、整備期間を短縮する手法も検討する。

さらには、以下のような各地域の特性を総合的に勘案して集合処理と個別処理の判定を行うこととする。

- ・生活排水処理施設毎に整備時期の早期化等についても留意し、地域における水質保全効果のために望ましい手法を考慮する。
- ・個別処理では放流先が確保できない、あるいは合併処理浄化槽設置スペースの確保が困難な家屋が多い。
- ・集合処理用地の確保が困難である。
- ・地域一体となって既に合併処理浄化槽を設置しており、改めて集合処理とすることについて住民の合意が得られない。
- ・地域における水利用の形態（農業用水としての利用等）から集約的な処理水質の管理が必要である。

また、既整備区域等への統合を行う場合には、経済性や生活排水処理施設の施設規模だけでなく、都市計画や農業振興地域整備計画等の土地利用計画や既存の生活排水処理に関する事業計画との整合性についても十分に留意する必要がある。

なお、都市計画法の運用では、地方公共団体が合理的な判断のもと、市街化区域内の下水道区域を合併処理浄化槽区域に変更することを妨げるものではないことに留意する。

上記検討を行った結果、選定された処理区（案）をまとめると、事例様式8、図3-7-1に示すとおりとなる。

事例様式8

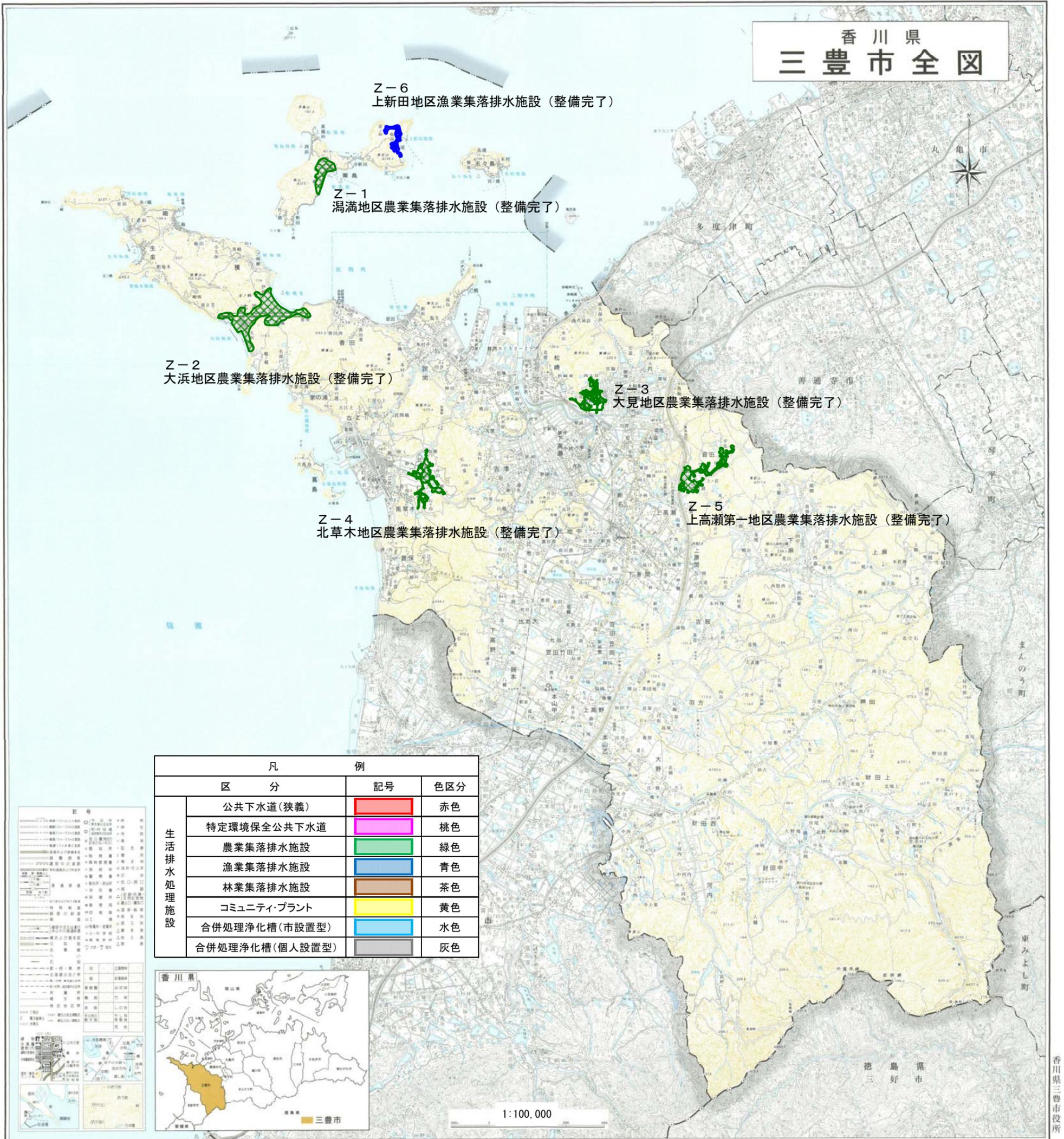
処理区域(案)の選定

市町作業用

処理区域の番号 (図中番号)	事業の略称	処理区域 または 地区の名称	処理区域 の面積 (ha)	処理人口 (人)	総合的判断に基づいた設定の内容 (整備時期、水質保全効果、地域特性、住民の意向など)	集合処理・個別処理 (浄化槽)の判定結果
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
Z-1	農集排	潟満	45.0	81	整備完了	集合処理
Z-2	農集排	大浜	46.0	781	整備完了	集合処理
Z-3	農集排	大見	25.7	423	整備完了	集合処理
Z-4	農集排	北草木	26.0	407	整備完了	集合処理
Z-5	農集排	上高瀬第一	34.0	430	整備完了	集合処理
Z-6	漁集排	上新田	13.0	59	整備完了	集合処理

1)⑤処理人口は、将来フレーム想定年次平成47年度)における計画人口に基づき設定した常住人口を記入します。  
 2)⑥は総合的な判断に基づき集合処理・個別処理を選定した理由や選定のポイントを簡潔に記入します。  
 3)⑦は集合処理・個別処理の判定結果を記入します。

図3-7-1 処理区（案）の選定

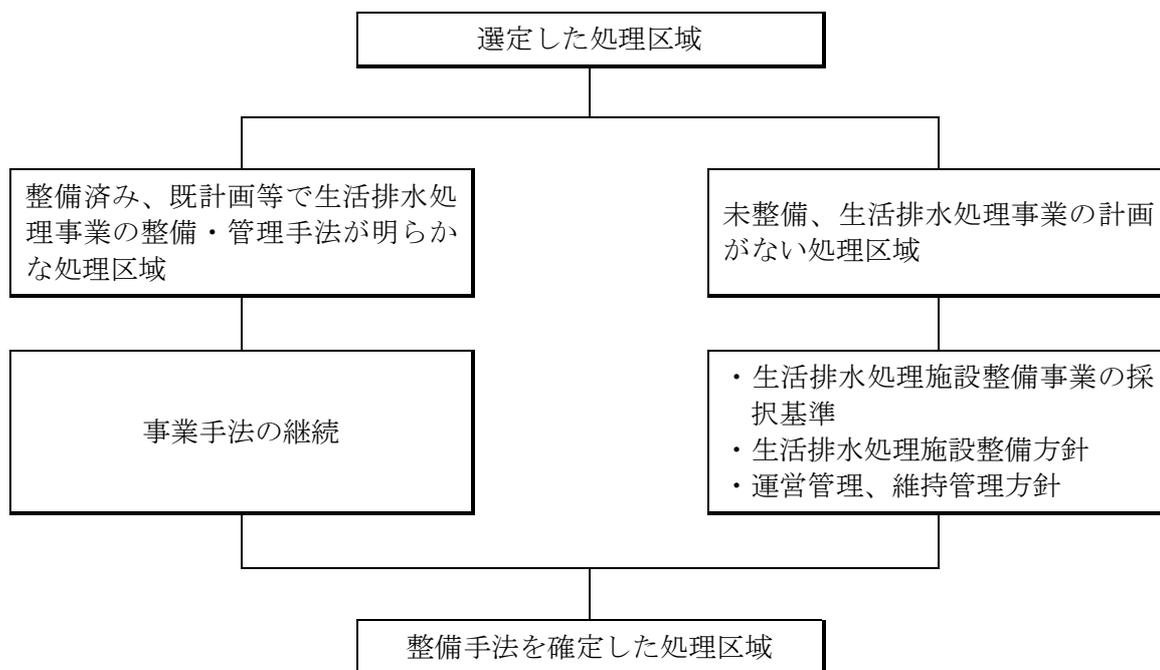


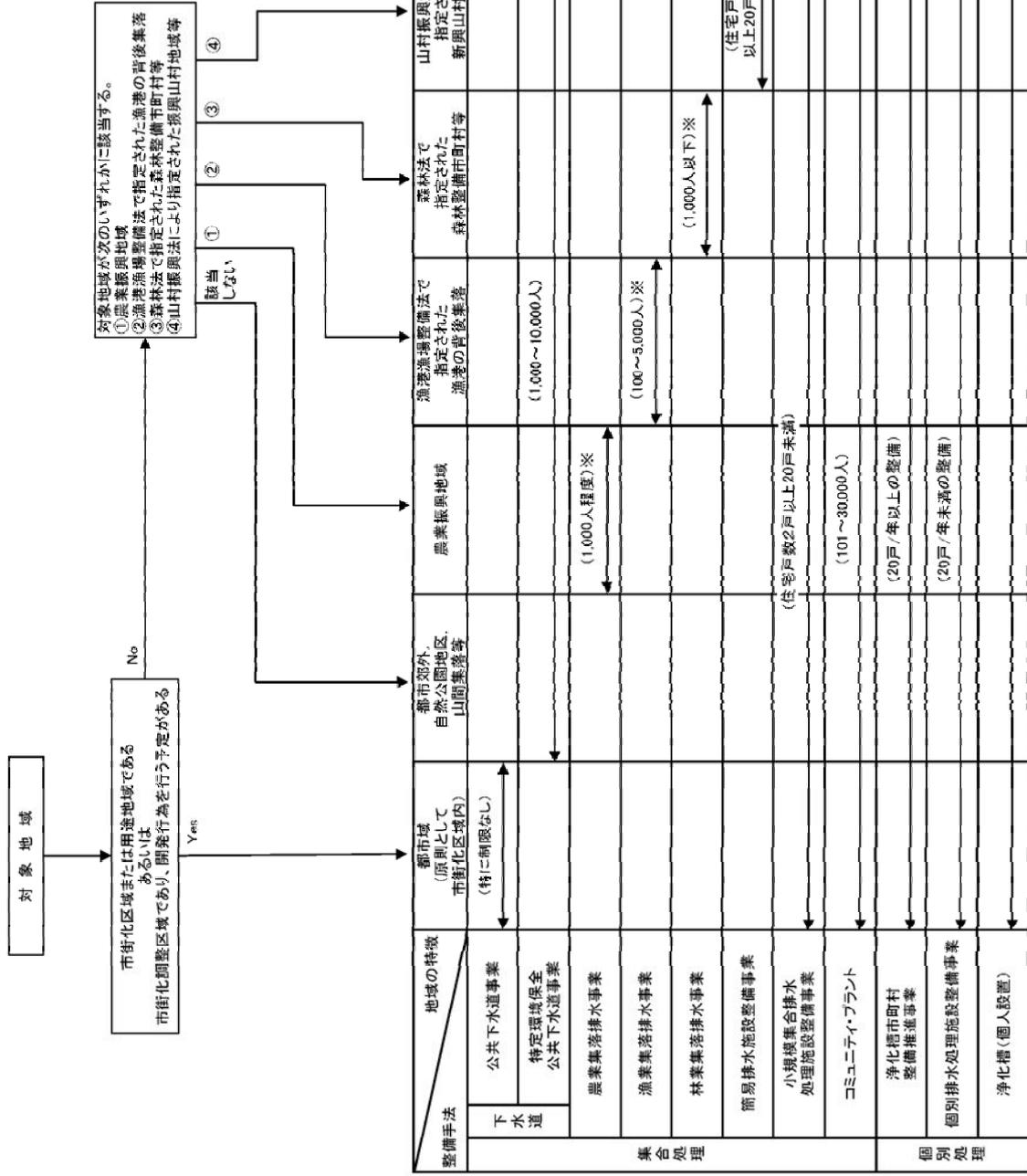
## 4. 整備・運営管理手法の選定

### 4-1 整備手法の選定

これまでに設定した処理区域について、次の手順で事業種別の選定を行う。

なお、各生活排水処理事業の特性は、図4-1-1、表4-1-1（1）～（2）に示すとおりである。





※対象人口は原則であり、例外もあり

図 4-1-1-1 適用可能事業選定表 (区域等の指定状況及び人口規模別)

表4-1-1 (1) 生活排水処理施設の比較 (事業概要)

区分	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	林業集落排水事業
目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し合わせて公共用水域の保全に資する。	自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図る。	山村地域の生活環境基盤の整備を促進する。
設置主体 維持管理主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体、土地改良区等	地方公共団体	地方公共団体、森林組合等
根拠法又は 予算上の措置	下水道法	下水道法	農業集落排水事業(集排単独)、農業集落排水資源循環統合補助事業、農村振興総合整備事業、むらづくり総合整備事業、美しい村づくり総合整備事業、村づくり交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業	漁業集落環境整備事業漁村づくり総合整備事業漁村再生交付金の事業村づくり交付金の事業汚水処理施設整備交付金の事業農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業	森林居住環境整備事業美しい村づくり総合整備事業村づくり交付金の事業、里山エリア再生交付金の事業
制度の 創設時期	昭和33年(下水道法制定)	昭和50年(特定環境保全公共下水道)昭和61年(簡易な公共下水道)	集排単独(昭和58年)、農業集落排水資源循環統合補助事業(平成14年)、農村振興総合整備事業(平成13年)、むらづくり総合整備事業(平成15年)、美しい村づくり総合整備事業(平成16年)、村づくり交付金の事業(平成16年)、汚水処理施設整備交付金の事業(平成17年)、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業(平成24年)	漁業集落排水施設(漁業集落環境整備事業)(昭和53年)、漁業集落排水施設(漁村づくり総合整備事業)(平成6年)、漁村再生交付金の事業(平成17年)、村づくり交付金の事業(平成17年)、汚水処理施設整備交付金の事業(平成17年)、農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業(平成24年)	林業集落排水施設(平成5年)、森林居住環境整備事業(平成14年)、美しい村づくり総合整備事業(平成16年)、村づくり交付金の事業(平成16年)、里山エリア再生交付金の事業(平成18年)
対象地域	主として市街地	市街化区域外の自然公園区域、農山漁村、水質保全上特に緊急を要する区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。)内の農業集落	漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落	森林法により指定された森林整備市町村若しくは林業振興地域育成対策事業実施要綱により指定された林業振興地域又は市町村森林整備計画策定等事業実施要領による森林整備推進市町村の区域
対象人口	制限なし	1,000~10,000人ただし、水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	原則として概ね1,000人程度なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	100人~5,000人なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	原則として概ね1,000人以下なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。

表4-1-1 (2) 生活排水処理施設の比較 (事業概要)

区分	簡易排水施設整備事業	小規模集合排水処理施設整備事業	コミュニティ・プラント	浄化槽市町村整備推進事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽 (個人設置)
目的	農山漁村における定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な生活環境施設、地域間交流拠点施設などの施設整備を中心とした総合的な取組を図る。	市町村が汚水等を集散的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において市町村が設置主体となって個別浄化槽の面的整備を行う。	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において市町村が設置主体となって個別浄化槽の面的整備を行う。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
設置主体 維持管理主体	地方公共団体、農業協同組合等	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	個人
根拠法又は 予算上の措置	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業	小規模集合排水処理施設整備事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	浄化槽法 浄化槽市町村整備推進事業 循環型社会形成推進交付金の事業 汚水処理施設整備交付金の事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽法 浄化槽設置整備事業 循環型社会形成推進交付金の事業 汚水処理施設整備交付金の事業
制度の 創設時期	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業 (平成19年)	小規模集合排水処理施設 (平成6年)	廃棄物処理施設設置整備補助 (昭和41年)	特定地域生活排水処理施設 (平成6年) 循環型社会形成推進交付金の事業 (平成17年) 汚水処理施設整備交付金の事業 (平成17年)	個別排水処理施設 (平成6年)	浄化槽 (昭和62年) 変則浄化槽 (昭和63年)
対象地域	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する市町村計画に定める整備地区の区域、又は、五法指定地域等 (1)山村振興法にて指定された地域、(2)過疎地域自立促進特別措置法にて規定された地域、(3)離島振興法にて指定された地域、(4)半島振興法にて指定された地域、(5)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律にて規定された地域	特に制限なし	特に制限なし	浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域 (単年度あたり20戸未満の住宅を整備) ②①以外の事業であって、浄化槽市町村整備推進事業の対象となる地域 (単年度あたり20戸未満の住宅を整備)	下水道法予定処理区域以外の地域であって、脚注※の (ア) から (キ) のいずれかに該当する地域であること。 イ下水道の整備が当分の間 (原則として七年以上) 見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、脚注※の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する地域であること。 ウ水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域
対象人口	受益戸数が原則として3戸以上20戸未満なお、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとする。	原則として住宅戸数2戸以上20戸未満	101人~30,000人	住宅戸数20戸以上 (離島地域等に当たっては、10戸以上)	原則として住宅戸数20戸未満	特に制限なし

適用する事業の種別は、未整備区域における整備時期、既整備区域における運営管理の現状及び課題を考慮し、今後の施設整備や施設の有効活用、効率化を目指し、改築・更新や統合等の時期を考慮して選定することとする。

また、事業の選定にあたっては、各事業の予算上の措置となる根拠法並び予算制度を踏まえるとともに、例えば、市街化区域外及び用途地域外での公共下水道事業（都市計画事業として行われない公共下水道事業）においては地方自治法に基づいて分担金が徴収できる制度を活用することや、個別処理と判断された区域での整備・維持管理については、早期整備の推進や適切な維持管理の確保のため、浄化槽市町村整備推進事業等、公的関与を強める手法についても検討を行う必要がある。

これまでの検討で設定された処理区域は、すべて既整備区域等であることから、潟満、大浜、大見、北草木、上高瀬第一地区は農業集落排水事業を、上新田地区は漁業集落排水事業を継続する。

また、上記以外の区域は、浄化槽設置整備事業を継続するが、次の事業・補助金制度により生活排水処理施設整備の推進を図っていくものとしている。

#### 「水と緑の美しいまちづくり事業」

対象区域：市内全域で高瀬・三野・詫間・仁尾町のうち農・漁業集落排水事業実施区域を除いた区域

補助対象：専用住宅（住居を目的とした住宅）、併用住宅（小規模店舗等併用住宅）

補助対象になる浄化槽：高度処理型合併処理浄化槽（窒素又は磷除去型）

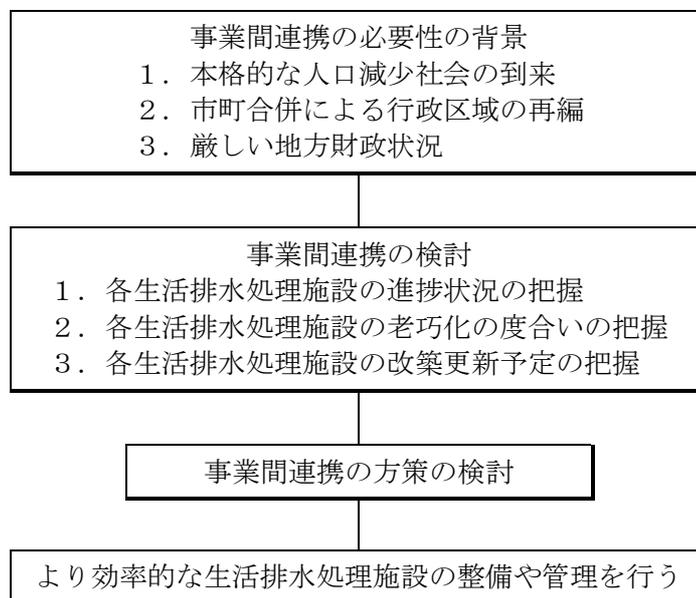
単独処理浄化槽撤去費補助事業：専用住宅で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽を設置しようとする場合に補助金を加算

#### 「合併処理浄化槽維持管理費補助金制度」

補助対象：市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽（20人槽以下）に対して適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を行った者（同一年度に実施）

## 4-2 事業間連携の検討

効率的な生活排水処理施設の整備・管理にあたっては、各施設の整備進捗や維持管理状況等を踏まえ、各生活排水処理施設の事業間連携の検討を行う。



これまで、生活排水処理施設については、適切な役割分担のもと、各施設が計画的に整備されてきたが、現在の社会情勢においては本格的な人口減少社会の到来、市町合併による行政区域の再編、依然として厳しい地方財政状況がある。これらに的確に対応するためには、各施設の整備進捗や老朽化の度合いや施設改築予定等の状況を的確に把握し、生活排水処理施設の連携方策を検討し、より効率的な生活排水処理施設の整備や管理を行うことが重要である。

これまで多くの地方公共団体において実施されてきた生活排水処理施設の連携事業としては、表4-2-1のものがある。

現在、三豊市においては、各生活排水処理施設の事業間連携の予定（計画）はないが、今後、「三豊市公共施設再配置計画」（平成25年6月）との整合も図りながら進めていくものとする。

表4-2-1 事業間連携に関する方策

制度名	地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)	社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金
事業名	下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽	下水道	下水道、集落排水、浄化槽等
	—	特定下水道施設共同整備事業 (スクラム)	汚水処理施設共同整備事業 (MICS)
制度・事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できる交付金制度。</li> <li>・3省（農林水産省、国土交通省、環境省）が所管する下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備することにより地域再生を図る制度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数小規模都市による下水道施設の共同化・共有化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道事業を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道等複数（農集排・浄化槽）の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理事業を推進。</li> </ul>
制度・事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生法に基づく、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に対して、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な交付金を交付。</li> </ul>	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、以下施設が交付対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同水質検査施設</li> <li>・移動式汚泥処理施設</li> <li>・汚泥運搬施設</li> <li>・汚泥処理処分施設</li> <li>・共同管理施設 等</li> </ul>	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、以下施設が交付対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同水質検査施設</li> <li>・移動式汚泥処理施設</li> <li>・汚泥運搬施設</li> <li>・汚泥処理処分施設</li> <li>・共同管理施設 等</li> </ul>
導入効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の進捗状況の変化に対応して、事業間での融通や年度間の事業量の変更が可能。</li> <li>・事業調整による効率的な早期水洗化、施設の稼働率の向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト縮減（建設・維持管理費）に大きく貢献。（概ね2割～5割と幅がある）</li> <li>・維持管理の効率化に寄与。</li> <li>・同時期供用による地方公共団体間の協力意識と職員のスキル向上に寄与。</li> <li>・住民の下水道に対する意識向上に寄与。</li> <li>・公共用水域の保全に寄与。</li> <li>・汚泥有効利用の促進に寄与。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト縮減（建設・維持管理費）に大きく貢献。</li> <li>・集約化による周辺環境改善への貢献。</li> <li>・維持管理の効率化に寄与。</li> <li>・一元化による情報管理の容易性と質的向上への寄与。</li> <li>・汚泥の有効利用の促進に貢献。</li> <li>・遠方監視による故障時の復旧時間短縮と住民サービス低下の防止。</li> <li>・集約化による公共用水域の保全に寄与。</li> <li>・コンポスト化が住民の意識・関心の向上に寄与</li> </ul>
導入にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、地域再生法第5条に基づく「地域再生計画」を策定し、内閣総理大臣の認定が必要。</li> <li>・「地域再生計画」の目標を達成するために「汚水処理施設」の整備事項の位置づけが必要。</li> <li>・各事業の事業量調整（整備スケジュール調整）。</li> <li>・事業完了後の成果について事後評価が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効率性を踏まえた地方公共団体間の施設整備スピードの調整。</li> <li>・事業費（移動脱水車設備等）に関する計画と実施の乖離の是正。</li> <li>・変更認可書類及び説明資料の作成内容・期間。</li> <li>・都道府県及び実施市町村間の事前調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地区住民のコンセンサスの確認。</li> <li>・市町合併時等の各地方公共団体保有施設のグレード差への配慮。</li> <li>・共同監視施設の設置場所・監視者等効率的体制の明確化。</li> <li>・炭化物等再利用先と需要量の把握。（実証事例研究等）・省庁間の事前調整と補助対象範囲等の確認。</li> </ul>

## 5. 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

これまでに検討した各生活排水処理事業について、財政状況、予算・人員等からみた整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費等を勘案し、整備計画を策定する。

整備計画では、中間年次（平成32年度）、目標年次（平成37年度）の生活排水処理施設整備内容等を示す。また、長期計画年次（平成47年度）にわたる長期的な生活排水処理施設の対象地域、整備・運営管理の内容等を示すこととする。

なお、整備計画の策定にあたっては、長期的な人口動向等を踏まえて、汚水流入量に応じた柔軟かつ機動的な施設整備手法の導入等を検討するものとする。

- (1) 事業実施優先度の検討
- (2) 概算事業費の算定
- (3) 生活排水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討
- (4) 効率性・公平性を考慮した整備方針の設定
- (5) 整備スケジュールのとりまとめ

### 5-1 事業実施優先度の検討

各事業実施優先度の検討にあたっては、地域の意向の他、水質保全効果や産業特性等を背景とした処理水の再利用等、生活排水処理事業に求められるニーズ等の地域特性及び整備の効率性等を総合的に判断し決定する。

なお、「4. 整備・運営管理手法の選定」により適切と判断された生活排水処理整備手法についても、整備計画の策定では早期整備の観点から弾力的な対応を図ることを検討する。例えば、生活排水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案した上で、集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10年以内に整備が概成しない地域については、地域住民の意向等を踏まえ、早期概成が可能な手法を導入する等の弾力的な対応を検討する。

### 5-2 概算事業費の算定

事例様式8で選定した処理区域（案）を対象に概算事業費を算出する。整備中及び完了した処理区の概算事業費は、実績値及び計画値に基づき算定する。それ以外については、「1-4-4 経済比較における建設費及び維持管理費（費用関数）」で設定した費用関数により算出する。

算出した概算事業費は、事例様式6に示すとおりとなる。

事例様式6

処理区域(案)の整備費用の検討

市町作業用

① 処理区域 の番号	② 事業の略称 (仮)	③ 処理区域 または 地区名	④ 整備状況	⑤ 費用の内訳	整備費用(百万円)			⑨ 計	⑩ 備考
					⑥ 管渠施設	⑦ ポンプ施設	⑧ 処理施設		
Z-1	農集排	潟満	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～	169		232	401	市調査 予定費用は機能強化対策費
Z-2	農集排	大浜	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～	786		786	1,572	市調査
Z-3	農集排	大見	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～	307		454	761	市調査
Z-4	農集排	北草木	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～	409		408	817	市調査
Z-5	農集排	上高瀬第一	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～	570		386	956	市調査
Z-6	漁集排	上新田	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～	113		138	251	市調査

事例様式6

処理区域(案)の整備費用の検討

市町作業用

処理区域 の番号 ①	事業の略称 (仮) ②	処理区域 または 地区名 ③	整備状況 ④	費用の内訳 ⑤	整備費用(百万円)				備考 ⑩
					管渠施設 ⑥	ポンプ施設 ⑦	処理施設 ⑧	計 ⑨	
	浄化槽市町 村整備推進 事業	高瀬 三野	完了	⑤ 全体費用 C=C1+C2 過年度費用 (C1)平成25年度まで 予定費用 (C2)平成26年度～			2.801	2.801	市調査
							2.801	2.801	

1)整備状況④は、完了、整備中、整備予定の区分を記入してください。

2)整備費用で、管きよを補充するマンホール形式ポンプ場の費用は圧送管費用を含めて管渠⑥の欄に記入します。

汚水中継ポンプ場および処理場の費用は、用地費を含めた費用額を記入します。〔⑦〕

3)整備費用は処理区域内の施設を完成するに要する総額が表中の全体費用です。〔⑨〕

4)処理区域の番号は、処理区域(案)の整理でつけている番号を記載します。〔①〕

5)「浄化槽市町村整備推進事業」で地区を定めた面的整備は処理区域として扱い、浄化槽の費用は⑧処理施設の欄に記載します。

### 5-3 生活排水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討

生活排水処理施設の概算事業費の算定結果を基に、建設費及び維持管理費の財源内訳を整理するとともに、料金の適正化や一般会計からの繰入額の想定等も踏まえ、事業の継続性を確保するための経営的視点に立って、人口減少を見込んだ適切な財政見通しに基づいた実施可能事業量の検討を行い、整備計画作成の基礎資料とする。

財政検討の結果を整備費用、管理運営費（償還費、維持管理費）及び市最大繰出額について整理すると、事例様式7に示すとおりとなる。

事例様式7

処理区域(案)の財政検討のまとめ

市町作業用

処理区域 の番号	事業の略称 (仮)	処理区域 または 地区の名称	処理人口 (人)	整備 期間 (年)	整備費用 (百万円)	管理運営費(通年最大)			市町費 最大繰出額 (百万円/年)	事業経営收支 の見通し	備考
						維持管理 (百万円/年)	償還費 (百万円/年)	計 (百万円/年)			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
Z-1	農集排	渦満	81	3	341	9	8	17	12	使用料金で維持管理費 をまかなえない	
Z-2	農集排	大浜	781	6	1,572	22	35	57	46	使用料金で維持管理費 をまかなえない	
Z-3	農集排	大見	423	5	761	11	9	20	16	使用料金で維持管理費 をまかなえない	
Z-4	農集排	北草木	407	5	817	17	16	33	22	使用料金で維持管理費 をまかなえない	
Z-5	農集排	上高瀬第一	430	6	956	10	21	31	26	使用料金で維持管理費 をまかなえない	
Z-6	漁集排	上新田	59	3	251	5	2	7	6	使用料金で維持管理費 をまかなえない	
	浄化槽市町村 整備推進事業	高瀬 三野	5,719	13	2,801	154	67	221	131	使用料金で維持管理費 をまかなえない	

1) 処理人口④の上段は、将来フレーム想定年次(平成47年度)における計画人口に基づき設定した処理区域内の常住人口を記入します。

2) ⑥整備費用は、整備を完了するに要する建設費用の総額(過年度費用+予定費用)を記入します。

3) ⑦、⑧、⑨管理運営費は、財政算定期間中に発生する最大額を記入します。維持管理費および起償償還費は最大額の内訳を記入します。

4) ⑩市町費最大繰出額は、財政計画算定期間中に発生する最大の年度額を記入します。

5) ⑪⑫処理区域単位で見えた場合の事業経営收支の見通しを記述します。

#### 5-4 効率性・公平性を考慮した整備方針の設定

これまでの内容を踏まえて、各事業の事業実施順位、整備スケジュールを設定する。設定にあたっては、財政を圧迫しないように事業種別間の調整を行う必要がある。

ここでは、効率性を考慮することが必要と考えられるが、効率性のみを重視することなく、市内の各地区の公平性も勘案し、地区毎の生活排水処理施設の整備に大きな相違が生じないような整備計画とする。

#### 5-5 整備計画スケジュールのとりまとめ

財政状況、予算・人員からみた整備可能量、事業の実施順位（優先順位）、概算事業費等を勘案し、整備スケジュールをまとめると表5-5-1に示すとおりとなる。

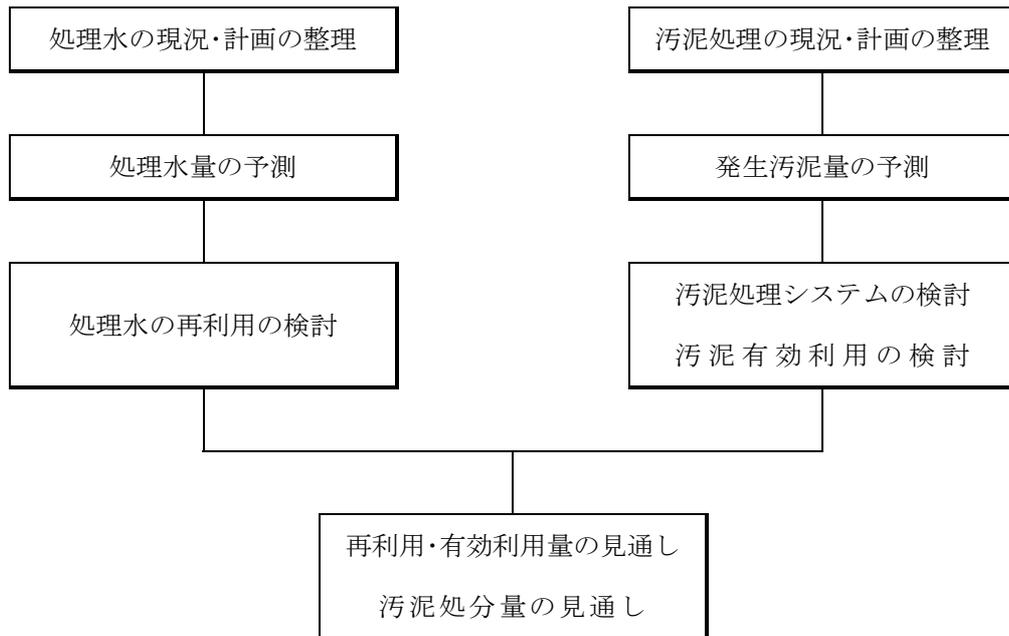
表5-5-1 整備スケジュール

区分	番号	処理区名	整備手法	着手年度	完了年度	現況(基準)年度			中間年度(平成32年度)			目標年度(平成37年度)			長期計画年度(平成47年度)						
						整備人口(人)	処理人口(人)	接続率(%)	整備面積(ha)	整備人口(人)	処理人口(人)	接続率(%)	整備面積(ha)	整備人口(人)	処理人口(人)	接続率(%)	整備面積(ha)	整備人口(人)	処理人口(人)	接続率(%)	整備面積(ha)
行政区域(A)						69,241			22,266	62,000	58,500	22,271	51,700								
Z-1	鴻満	農業集落排水	平成2年	平成4年	108	108	100.0%	45.0	96	96	100.0%	45.0	81	81	100.0%	45.0					
Z-2	大浜	農業集落排水	平成8年	平成13年	1,047	813	77.7%	46.0	937	734	78.3%	46.0	781	625	80.0%	46.0					
Z-3	大島	農業集落排水	平成11年	平成15年	566	384	67.8%	25.7	506	346	68.4%	25.7	423	296	70.0%	25.7					
Z-4	北草木	農業集落排水	平成10年	平成14年	545	467	85.7%	26.0	489	422	86.3%	26.0	407	358	88.0%	26.0					
Z-5	上高瀬第一	農業集落排水	平成6年	平成11年	575	466	81.0%	34.0	515	422	82.0%	34.0	430	361	84.0%	34.0					
Z-6	上新田	農業集落排水	平成3年	平成5年	78	78	100.0%	13.0	70	70	100.0%	13.0	59	59	100.0%	13.0					
集合処理						2,919	2,316	79.3%	189.7	2,613	2,090	80.0%	189.7	2,466	1,992	80.8%	189.7				
個別処理	集合処理合計(B)					7,660	7,660	—	—	6,859	6,859	—	—	6,472	6,472	—	—	5,719	5,719	—	—
	市町村整備推進事業					20,951	20,951	—	—	23,907	23,907	—	—	27,213	27,213	—	—	33,683	33,683	—	—
	浄化槽設置整備事業					997	997	—	—	893	893	—	—	842	842	—	—	744	744	—	—
個別処理合計(C)						29,608	29,608	—	—	31,659	31,659	—	—	34,527	34,527	—	—	40,146	40,146	—	—
単独処理浄化槽						—	29,342	—	—	—	22,213	—	—	—	17,283	—	—	—	7,685	—	—
くみ取りし尿・自家処理						—	7,975	—	—	—	6,038	—	—	—	4,698	—	—	—	2,089	—	—
生活排水処理施設合計(D)=(B)+(C)						32,527	31,924	—	—	34,272	33,749	—	—	36,993	36,519	—	—	42,327	41,926	—	—
(D)/(A)×100(%)						47.0%	46.1%	—	—	55.3%	54.4%	—	—	63.2%	62.4%	—	—	81.9%	81.1%	—	—

## 6. 処理水及び汚泥の基礎調査と検討

近年、生活排水処理施設から発生する処理水や汚泥は、処理・処分するものという概念から「資源」という捉え方に変わってきている。

そこで、循環型社会の形成に向けて、生活排水処理施設から発生する処理水や汚泥を、①処理水の再利用、②汚泥の減量化、③汚泥の有効利用の観点から再利用・有効利用量の見通し及び汚泥処分量の見通しについて「市町整備計画作成マニュアル」に基づき整理する。



### 6-1 処理水・汚泥処理の現況・計画の整理

処理水・汚泥処理の再利用・有効利用の実態及び実績を、生活排水処理施設ごとに整理する。

#### 6-1-1 処理水の再利用・有効利用の実態及び実績

大浜地区の農業集落排水施設では、処理水の一部を地区内のため池（村池・大池）に圧送して農業用水として再利用している。

大浜地区以外の農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の処理水は、水路、河川、海域等へ放流されており、再利用はなされていない。

6-1-2 汚泥処理の再利用・有効利用の実態及び実績

1) 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

平成25年度の農業集落排水施設、漁業集落排水施設の汚泥の最終処分状況を整理すると、表6-1-1に示すとおりである。

表 6-1-1 汚泥の最終処分状況（農業集落排水施設、漁業集落排水施設）

事業名	地区名	処理場名	汚泥処分(引抜)量		最終処分形態			
			t(m <sup>3</sup> )	処理性状	緑農地還元		その他	
					形態	t(m <sup>3</sup> )	形態	t(m <sup>3</sup> )
農業集落排水	潟満	潟満	48	濃縮	—	—	陸上埋立	0.9
	大浜	大浜	401	濃縮	コンポスト	7.5	—	—
	大見	大見	120	濃縮	コンポスト	2.3	—	—
	北草木	北草木	273	濃縮	コンポスト	5.1	—	—
	上高瀬第一	上高瀬第一	160	濃縮	コンポスト	3.0	—	—
漁業集落排水	上新田	上新田	20	濃縮	—	—	陸上埋立	0.4

資料：平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

2) 個別処理施設（合併処理浄化槽）

平成25年度の合併処理浄化槽汚泥の最終処分状況を整理すると、表6-1-2に示すとおりである。

表 6-1-2 汚泥の最終処分状況（合併処理浄化槽）

汚泥処分(引抜)量		最終処分形態				備考
t(m <sup>3</sup> /年)	処理性状	緑農地還元		その他		
		形態	t(m <sup>3</sup> /年)	形態	t(m <sup>3</sup> /年)	
3,689	濃縮	コンポスト	69	—	—	市町村整備推進事業
17,433	濃縮	コンポスト	327	—	—	全体汚泥量 (単独処理浄化槽含む)

資料：平成26年度 香川県全県域生活排水処理構想策定業務 基礎調査報告書（平成27年1月）

## 6-2 処理水量・汚泥量の予測

処理水量・汚泥量の予測にあたっては、以下に示すとおり算出する。

### 6-2-1 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

#### 1) 日平均処理水量

日平均処理水量は、下記の算式にて算出する。

$$\text{日平均処理水量 (m}^3/\text{日)} = [\text{計画 (換算) 人口 (人)} \times \text{日平均汚水量原単位 (0.270m}^3/\text{人} \cdot \text{日)}] \div \text{常住人口 (人)} \times \text{処理人口 (人)}$$

#### 2) 発生汚泥量

発生汚泥量は、「農業集落排水施設設計指針」等を参考に算出する。

$$\text{汚泥固形物量 (t/日)} = \text{計画人口 (人)} \times \text{負荷量原単位 (g/人} \cdot \text{日)} \times \text{除去率 (\%)} \times \text{汚泥転換率 (\%)} \times 10^{-6}$$

$$\text{発生汚泥量 (m}^3/\text{日)} = \text{汚泥固形物量 (t/日)} \times 100 \div \text{汚泥濃度 (\%)}$$

#### 3) 汚泥量算出諸元

農業集落排水施設の負荷量原単位、除去率、汚泥転換率及び濃縮汚泥含水率は、設計値を用いるものとする。

以上の条件に基づき、処理水量、発生汚泥量を算出したものを、表6-2-1に示す。

表6-2-1 処理水量・発生汚泥量 (農業集落排水・漁業集落排水)

汚水量原単位 (農業集落排水・漁業集落排水)

地区名	常住(定住)人口(人)①	計画(換算)人口(人)②	日平均汚水量(m <sup>3</sup> /日)③	日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)④	日平均原単位(m <sup>3</sup> /日・人)⑤=③/①	日最大原単位(m <sup>3</sup> /日・人)⑥=④/①
大 浜	1,420	1,520	410.4	501.6	0.289	0.353
大 見	662	700	189.0	231.0	0.285	0.349
北 草 木	604	640	172.8	211.2	0.286	0.350
上 高 瀬 第一	649	660	178.2	217.8	0.275	0.336
上 新 田	202	202	54.5	66.7	0.270	0.330

※1 実績値  
 ※2 換算人口 = 日平均汚水量 ÷ 0.270m<sup>3</sup>/日・人  
 ※3 濃縮汚泥量 × (1-含水率)

発生汚泥量算定表 (農業集落排水・漁業集落排水)

地区名	処理方式	処理人口(人)		現況(基準)年次(平成25年度)		汚泥 転換率	BOD 除去率	発生汚泥量		備 考
		処理人口(人)	換算人口 ※2(人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 汚水量			濃縮汚泥量 ※3 (t/日)	濃縮※1 (m <sup>3</sup> /日)	
潟 満	JARUS-V型	108	164	44.3	—	25%	90%	0.0026	0.13	
大 浜	JARUS-X II型	813	627	169.3	—	40%	95%	0.0165	1.10	
大 見	JARUS-X II型	384	363	97.9	—	40%	95%	0.0050	0.33	
北 草 木	JARUS-X II型	467	470	127.0	—	40%	95%	0.0113	0.75	
上 高 瀬 第一	JARUS-X I型	466	471	127.3	—	40%	90%	0.0066	0.44	
上 新 田	接触ばっ気濃集沈殿	78	69	18.5	—	30%	90%	0.0010	0.05	JARUS-I型で算定

地区名	処理方式	処理人口(人)		中間年次(平成32年度)		汚泥 転換率	BOD 除去率	発生汚泥量		備 考
		処理人口(人)	換算人口 ※2(人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 汚水量			濃縮汚泥量 (t/日)	濃縮 (m <sup>3</sup> /日)	
潟 満	JARUS-V型	96	126	34.0	41.6	25%	90%	0.0017	0.08	
大 浜	JARUS-X II型	734	786	212.1	259.1	40%	95%	0.0179	1.19	
大 見	JARUS-X II型	346	365	98.6	120.8	40%	95%	0.0083	0.55	
北 草 木	JARUS-X II型	422	447	120.7	147.7	40%	95%	0.0102	0.68	
上 高 瀬 第一	JARUS-X I型	422	430	116.1	141.8	40%	90%	0.0093	0.62	
上 新 田	接触ばっ気濃集沈殿	70	70	18.9	23.1	30%	90%	0.0011	0.06	JARUS-I型で算定

地区名	処理方式	処理人口(人)		目標年次(平成37年度)		汚泥 転換率	BOD 除去率	発生汚泥量		備 考
		処理人口(人)	換算人口 ※2(人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 汚水量			濃縮汚泥量 (t/日)	濃縮 (m <sup>3</sup> /日)	
潟 満	JARUS-V型	91	119	32.2	39.4	25%	90%	0.0016	0.08	
大 浜	JARUS-X II型	700	749	202.3	247.1	40%	95%	0.0171	1.14	
大 見	JARUS-X II型	330	349	94.1	115.2	40%	95%	0.0080	0.53	
北 草 木	JARUS-X II型	402	426	115.0	140.7	40%	95%	0.0097	0.65	
上 高 瀬 第一	JARUS-X I型	403	410	110.8	135.4	40%	90%	0.0089	0.59	
上 新 田	接触ばっ気濃集沈殿	66	66	17.8	21.8	30%	90%	0.0011	0.06	JARUS-I型で算定

地区名	処理方式	処理人口(人)		長期計画年次(平成47年度)		汚泥 転換率	BOD 除去率	発生汚泥量		備 考
		処理人口(人)	換算人口 ※2(人)	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 汚水量			濃縮汚泥量 (t/日)	濃縮 (m <sup>3</sup> /日)	
潟 満	JARUS-V型	81	106	28.7	35.1	25%	90%	0.0014	0.07	
大 浜	JARUS-X II型	625	669	180.6	220.6	40%	95%	0.0153	1.02	
大 見	JARUS-X II型	296	313	84.4	103.3	40%	95%	0.0071	0.47	
北 草 木	JARUS-X II型	358	379	102.4	125.3	40%	95%	0.0086	0.57	
上 高 瀬 第一	JARUS-X I型	361	368	99.3	121.3	40%	90%	0.0079	0.53	
上 新 田	接触ばっ気濃集沈殿	59	59	15.9	19.5	30%	90%	0.0010	0.05	JARUS-I型で算定

## 6-2-2 個別処理施設

### 1) 日平均処理水量

日平均処理水量は、下記の算式にて算出する。なお、日平均汚水量原単位は、「浄化槽の設計・施工上の運用指針（2002年版）」の「処理対象人員（n）1人当たりの汚水量の参考値」に基づき、表6-2-2のとおり設定する。

$$\text{日平均処理水量 (m}^3/\text{日)} = \text{処理人口 (人)} \times \text{日平均汚水量原単位 (m}^3/\text{人} \cdot \text{日)}$$

表6-2-2 日平均汚水量原単位

種 別	日平均汚水量原単位
単独処理浄化槽	50 ℓ/人・日
合併処理浄化槽	200 ℓ/人・日

### 2) 発生汚泥量算定方法

発生汚泥量は、原則として実績もしくは計画に基づいて、下記の算式にて算出するものとするが、これにより難い場合には、「市町整備計画作成マニュアル」を参考に、表6-2-3に示す1人1日平均排出量を用いて算出する。

$$\text{発生汚泥量 (m}^3/\text{日)} = \text{処理人口 (人)} \times \text{1人1日平均排出量 (m}^3/\text{人} \cdot \text{日)}$$

表6-2-3 1人1日平均排出量の参考値

種 別	1人1日平均排出量
くみ取りし尿	1.4 ℓ/人・日
単独処理浄化槽	0.75 ℓ/人・日
合併処理浄化槽	1.2 ℓ/人・日

以上の条件に基づき、処理水量、発生汚泥量を算出したものを、表6-2-4に示す。

表6-2-4 処理水量・発生汚泥量（個別処理施設）

1人当たりの汚水量・汚泥量

種別	日平均 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	日平均 汚泥量 (m <sup>3</sup> /日・人)
合併処理浄化槽	0.200	0.00120
単独処理浄化槽	0.050	0.00075
くみ取りし尿	—	0.00140

発生汚泥量算定表（個別処理施設）

名 称	現況(基準)年次（平成25年度）			備 考
	処理人口 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	発生汚泥量 (m <sup>3</sup> /日)	
市町村整備推進事業	7,660	1,532.0	10.15	実績値
浄化槽設置整備事業	20,951	4,190.2	19.56	※
民間設置	997	199.4	0.93	※
合併処理浄化槽 計	29,608	5,921.6	30.64	
単独処理浄化槽	29,342	1,467.1	17.12	※
くみ取りし尿	7,975	—	16.81	※

※「H25年度 生活排水処理の実績量」（三豊市）浄化槽汚泥は計算値比率で配分

名 称	中間年次（平成32年度）			備 考
	処理人口 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	発生汚泥量 (m <sup>3</sup> /日)	
市町村整備推進事業	6,859	1,371.8	8.23	
浄化槽設置整備事業	23,907	4,781.4	28.69	
民間設置	893	178.6	1.07	
合併処理浄化槽 計	31,659	6,331.8	37.99	
単独処理浄化槽	22,213	1,110.7	16.66	
くみ取りし尿	6,038	—	8.45	

名 称	目標年次（平成37年度）			備 考
	処理人口 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	発生汚泥量 (m <sup>3</sup> /日)	
市町村整備推進事業	6,472	1,294.4	7.77	
浄化槽設置整備事業	27,213	5,442.6	32.66	
民間設置	842	168.4	1.01	
合併処理浄化槽 計	34,527	6,905.4	41.44	
単独処理浄化槽	17,283	864.2	12.96	
くみ取りし尿	4,698	—	6.58	

名 称	長期計画年次（平成47年度）			備 考
	処理人口 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	発生汚泥量 (m <sup>3</sup> /日)	
市町村整備推進事業	5,719	1,143.8	6.86	
浄化槽設置整備事業	33,683	6,736.6	40.42	
民間設置	744	148.8	0.89	
合併処理浄化槽 計	40,146	8,029.2	48.17	
単独処理浄化槽	7,685	384.3	5.76	
くみ取りし尿	2,089	—	2.92	

## 6-3 処理水の再利用水量及び汚泥の有効利用量の予測

### 6-3-1 処理水の再利用

処理水の再利用にあたっては、利用用途に応じた水質ならびに水量の確保に留意し、適用可能な各種事業制度を活用して積極的な取り組みをすべきである。

農業集落排水施設のうち、農業用水として再利用の実績のある大浜地区、再利用施設のある大見、上高瀬第一地区については、処理水の一部を農業用水として再利用を見込むものとする。

それ以外の農業集落排水施設及び漁業集落排水施設では、具体的な処理水の再利用に関する計画がないことから、水路、河川、海域等への放流とする。

### 6-3-2 汚泥の有効利用

生活排水処理施設の整備に伴い、今後、汚泥の発生量は増加することが予想される。したがって、有効利用にあたっては、有効利用の必要性、費用負担、事業主体、有効利用の形態、製品の品質等を考慮したうえで、減量化と再資源化の両面から取り組む必要がある。

#### 1) 農業集落排水施設・漁業集落排水施設

既整備区域のうち、大浜、大見、北草木、上高瀬第一地区の汚泥は、し尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）への搬入後、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）で堆肥化を行っていることから、これら施設から発生する汚泥は、今後も緑農地利用として有効利用を見込むものとする。

一方、栗島の潟満、上新田地区の汚泥は、脱水乾燥施設を経て、し渣（一般可燃ごみ）として陸上埋立処分を行っていることから、これら施設から発生する汚泥の有効利用は見込まないものとする。

#### 2) 個別処理施設

個別処理施設から発生する汚泥は、し尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）への搬入後、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）で堆肥化を行っていることから、今後も緑農地利用として有効利用を見込むものとする。

これまでの検討結果から、処理水の再利用水量と汚泥の有効利用量を予測すると、様式2、様式3に示すとおりとなる。

## 7. 整備計画のとりまとめ

### 7-1 整備計画のとりまとめ

各事業の概算事業費や事業実施優先度及び実施可能事業量を踏まえた上で、目標年次（平成37年度）で生活排水処理施設を概成するための整備内容等とともに、長期計画年次（平成47年度）に至るまでの長期的な整備・運営管理内容等についても明らかにする。

整備計画において整理すべき主要項目は以下に示すとおりである。

- ・各処理区域において生活排水処理施設を概成させるための整備手法
- ・整備手法毎の整備面積
- ・各処理区域の運営管理手法
- ・ベンチマーク（指標）とその目標値
- ・計画処理人口と計画汚水量、計画汚泥量
- ・必要な概算事業費

ただし、運営管理手法については、詳細な個別検討により具体的な手法が定まる状況も想定されるため、今回の構想により具体的な手法を定め難い場合には、現状の課題を十分に把握するとともに既定計画の内容を踏まえ、今後の実施方針や実行メニュー等を検討する。

これまでの検討結果を取りまとめると、様式1、様式2及び様式3に示すとおりとなる。

様式1 整備計画スケジュール

市町名：三豊市

市町整備計画アクションプラン(平成37年度)

		整備スケジュール															
計画区分	事業	① 事業名・処理区域名等	② 事業内容	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	
施設整備	下水道																
施設整備	農業集落排水施設	農業集落排水事業(渦満地区)	整備完了(平成4年度)・機能強化対策														
		農業集落排水事業(大浜地区)	整備完了(平成13年度)・機能強化対策														
		農業集落排水事業(大見地区)	整備完了(平成15年度)														
		農業集落排水事業(北草木地区)	整備完了(平成14年度)														
		農業集落排水事業(上高瀬第一地区)	整備完了(平成11年度)・機能強化対策														
施設整備	農業集落排水施設	漁業集落排水事業(上新田地区)	整備完了(平成5年度)														
施設整備	合併処理浄化槽	浄化槽市町村整備推進事業(高瀬・三野)	整備完了(平成19年度)														
		浄化槽設置整備事業	浄化槽設置事業の推進														
実行メニュー(早期概成)	共通	コミュニケーション	水と緑の美しいまっすぐり事業 合併処理浄化槽維持管理費補助金事業														

1)生活排水処理施設の整備スケジュールを確定します。  
 2)各事業内容毎に、事業整備期間を実線で年度単位で記入してください。(例 ある事業が平成26年度から平成30年までの整備期間とした場合は、平成26年から平成30年までの表中に実線を引きます。)  
 3)事例様式8の「総合判断に基づいた処理区域の設定」を参考に重点的に整備すべき処理区域や優先すべき処理区域を検討します。  
 4)①の事業名・処理区域名等には、〇〇流域関連公下水道(〇〇処理区)など、「事業名(処理区域名)」を記入してください。  
 5)②の事業内容例として、「未整備地域の整備」、「農業集落排水施設の整備」、「浄化槽設置事業の推進」などが、実行メニューとして「期間短縮手法による整備の実施」、「フレックスプランの導入」などが考えられます。

市町整備計画アクションプラン(平成37年度)

様式2 生活排水処理施設整備計画のまとめ(その1)

事業	図中記号	行政・整備・処理人口(人)			整備面積			処理水量(㎥/日平均)			発生汚泥量(㎥/日)										
		平成25年	平成27年	平成32年	平成25年	平成27年	平成32年	平成25年	平成27年	平成32年	平成25年	平成27年	平成32年								
農業集排水施設 Z-1	湯溝				91	108	96	45.0	45.0	44.3	34.0	32.2									
農業集排水施設 Z-2	大浜	1,047	937	885	813	734	700	46.0	46.0	56.4	70.7	67.4	0.0165	0.0171	0.0026	0.0017					
農業集排水施設 Z-3	大見	566	506	477	384	330	330	25.7	25.7	18.3	78.9	75.3	0.0050	0.0080							
農業集排水施設 Z-4	北草木	545	489	461	467	422	402	26.0	26.0	127.0	120.7	115.0	0.0113	0.0097							
農業集排水施設 Z-5	上高瀬第一	575	515	486	466	422	403	34.0	34.0	22.2	92.9	88.6	0.0083	0.0089							
農業集排水施設 Z-6	上新田	78	70	66	78	70	66	13.0	13.0	18.5	18.9	17.8			0.0010	0.0011	0.0011				
合併処理浄化槽(民間設置)		7,680	6,859	6,472	7,680	6,859	6,472						10,1500	8,2300	7,7700						
合併処理浄化槽(市町設置)		20,951	23,907	27,213	20,951	23,907	27,213						19,5600	25,6900	32,6600						
合併処理浄化槽(民間設置)		997	893	842	997	893	842						0,8300	1,0700	1,0100						
生活排水処理施設(計)		32,927	34,272	36,993	31,924	33,749	36,519	189.7	189.7	471.4	416.1	396.3	30,6794	35,0357	41,4837	0.0036	0.0028	0.0027			
単独処理浄化槽					29,342	22,213	17,283														
その他					7,975	6,038	4,698														
計					37,317	28,251	21,981														
市町(計)		69,241	62,000	58,500	34,272	36,993	69,241	189.7	189.7	471.4	416.1	396.3	30,6794	35,0357	41,4837	0.0036	0.0028	0.0027			

事業	建設費(累計額)			年間維持管理費			⑩ 整備人口1人当たり建設費			⑪ 整備人口1人当たり建設費		
	平成25年	平成32年	平成37年	平成25年	平成32年	平成37年	平成25年	平成32年	平成37年	平成25年	平成32年	平成37年
農業集排水施設 Z-1	341	0	67	47			3,157					
農業集排水施設 Z-2	1,572	0	183	112	112	1,501						
農業集排水施設 Z-3	761	0	95	55	55	1,345						
農業集排水施設 Z-4	817	0	137	83	83	1,499						
農業集排水施設 Z-5	956	0	108	51	51	1,663						
農業集排水施設 Z-6	251	0	48	23	23	3,218						
合併処理浄化槽(民間設置)	2,801		不明	770	770	366						
合併処理浄化槽(市町設置)	2,678	930	820			128	315	248				
合併処理浄化槽(民間設置)												
生活排水処理施設(計)	10,177	990	820	1,141	1,141		63.2%	62.4%	—	30.7%	100.0%	
その他												
計												
市町(計)	10,177	990	820	1,141	1,141		63.2%	62.4%	—	30.7%	100.0%	

①①の図中書写には、生活排水処理施設整備計画の目標年次(平成37年度)と同じ記号(事業書写次 Z-番号、Y-番号、A-番号、B-番号、C-番号のいずれかを)を記入してください。

2)③の整備人口は、生活排水処理施設の整備が完了した処理区域内に常住する人口を記入します。

3)④の処理人口は、生活排水処理施設による汚水を処理している人口を記入します。

4)⑤の整備面積は、生活排水処理施設の整備が完了した区域の面積を記入します。

5)⑥の再利用水量は、処理水を水洗トイレ用水、農業用水、工業用水、雑用水、修繕用水、消防用水などに有効利用されている水量を記入してください。

6)⑦のその他処理水量は、処理後近くの公共用水道に放流している水量を記入してください。

7)⑧の有効利用汚泥量は、汚泥を堆肥化、建設資材利用、エネルギー利用などに有効利用されている汚泥量を記入してください。

8)⑨のその他汚泥量は、有効利用汚泥量以外の埋立などで処分されている汚泥量を記入してください。

9)⑩の整備人口(1人当たり建設費)は、各年度毎の⑩÷③で算出します。

10)⑪の整備人口(1人当たり建設費)は、各年度毎の⑪÷③で算出します。

11)⑫の汚水処理人口普及率は、各年度毎の⑫÷④で算出します。(④の処理人口は、水化されていないし尿のみを指します。)

12)⑬の汚水処理人口普及率は、各年度毎の⑬÷④で算出します。(④の処理人口は、水化されていないし尿のみを指します。)

13)⑭の下水道普及率は、各年度毎の⑭÷④で算出します。

14)⑮の下水道普及率は、各年度毎の⑮÷④で算出します。

15)⑯の処理人口普及率は、各年度毎の⑯÷④で算出します。

16)⑰の処理人口普及率は、各年度毎の⑰÷④で算出します。

17)⑱の処理人口普及率は、各年度毎の⑱÷④で算出します。

※:同一の事業が複数ある場合は、行程を並べてください。

様式3 生活排水処理施設整備計画のまとめ(その2)

長期市町整備計画(平成47年度)

市町名:三豊市

※事業	① 図中記号	処理区	行政・整備・処理人口(人)			⑤ 整備面積(ha)	処理水量(m <sup>3</sup> /日平均)		発生汚泥量(t/日) <small>※個別処理施設は(m<sup>3</sup>/日)</small>		⑩概算事業費(百万円)			目標値(平成47年)				⑪ 実行メニュー	
			② 行政人口	③ 整備人口	④ 処理人口		⑥ 再利用水量	⑦ その他処理水量	⑧ 有効利用汚泥量	⑨ その他汚泥量	建設費	年間維持管理費	整備人口1人当たり建設費(千円/人)	⑫ 汚水処理人口普及率(%)	⑬ 汚水衛生処理率(%)	⑭ 下水道普及率(%)	⑮ 処理水再生率(%)		⑯ 汚泥リサイクル率(%)
農業落排水施設	Z-1	湯満	81	81	81	45.0		28.7	0.0014	0	47								
農業落排水施設	Z-2	大浜	781	781	625	46.0	120.4	60.2	0.0153	0	112								
農業落排水施設	Z-3	大見	423	423	296	25.7	16.9	67.5	0.0071	0	55								
農業落排水施設	Z-4	北草木	407	407	358	26.0		102.4	0.0086	0	83								
農業落排水施設	Z-5	上高瀬第一	430	430	361	34.0	19.9	79.4	0.0079	0	51								
農業落排水施設	Z-6	上新田	59	59	59	13.0		15.9	0.0010	0	23								
合併処理浄化槽(市町整備推進事業)			5,719	5,719	5,719				6,860		770								
合併処理浄化槽(市町整備推進事業)			33,683	33,683	33,683				40,420	1,640		253							
合併処理浄化槽(民間設置)			744	744	744				0,890										
生活排水処理施設(計)			42,327	42,327	41,926	189.7	157.2	354.1	48,208.9	1,640	1,141								
単独処理浄化槽																			
し尿採取・自家処理																			
計																			
市町(計)			51,700	42,327	51,700	189.7	157.2	354.1	48,208.9	1,640	1,141								

1)①の図中番号には、生活排水処理施設整備計画図の目標年次(平成47年度)と同じ記号(事業着手次 Z-番号、Y-番号、A-番号、B-番号、C-番号のいずれか)を記入してください。

2)③の整備人口は、生活排水処理施設の整備が完了した処理区域内に常住する人口を記入します。

3)④の処理人口は、生活排水処理施設によって汚水を処理している人口を記入します。

4)⑤の整備面積は、生活排水処理施設の整備が完了した区域の面積を記入します。

5)⑥の再利用水量は、処理水を水洗トイレ用水、農業用水、事業場・工場への供給、河川維持用水、雑用水、修景用水などに有効利用されている水量を記入します。(ただし、生活排水処理施設の処理場のみで使用されている洗浄用水、消泡水などは除きます。)

6)⑦のその他処理水量は、処理後近くの公共用水域に放流している水量を記入してください。

7)⑧の有効利用汚泥量は、汚泥を緑肥地利用、建設資材利用、エネルギー利用などに有効利用されている汚泥量を記入してください。

8)⑨のその他汚泥量は、有効利用汚泥量以外の埋立などで処分されている汚泥量を記入してください。

9)⑩の概算事業費は、長期目標年次(平成47年度)は平成38～47年度の期間内の事業費を記入します。

10)⑪の整備人口1人当たり建設費は、各年度毎の⑩÷③で算出します。

11)⑫の汚水処理人口普及率は、④÷②で算出します。(④の処理人口は、単独処理浄化槽人口とし尿くみ取り人口は含みません。)

12)⑬の汚水衛生処理率は、④÷②で算出します。(④の処理人口は、水洗化されていない尿くみ取り人口は含みません。)

13)⑭の下水道普及率は、④÷②で算出します。(④の処理人口は、下水道処理人口のみです。)

14)⑮の処理水再生率は、⑥÷(⑥+⑦)で算出します。

15)⑯の汚泥リサイクル率は、⑧÷(⑧+⑨)で算出します。

16)⑰の実行メニューの例としては、「期間短縮手法による整備の実施」、「フレックスプランの導入」などが考えられます。

※、同一の事業が複数ある場合は、行数を追加してください。

## 7-2 生活排水処理施設整備計画図

現況（基準）年次（平成25年度）、中間年次（平成32年度）、目標年次（平成37年度）及び長期計画年次（平成47年度）についての整備計画図を作成すると、図7-2-1～図7-2-4に示すとおりとなる。

図7-2-1 三豊市生活排水処理施設整備計画図 現況(基準)年次 2013年度(平成25年度)

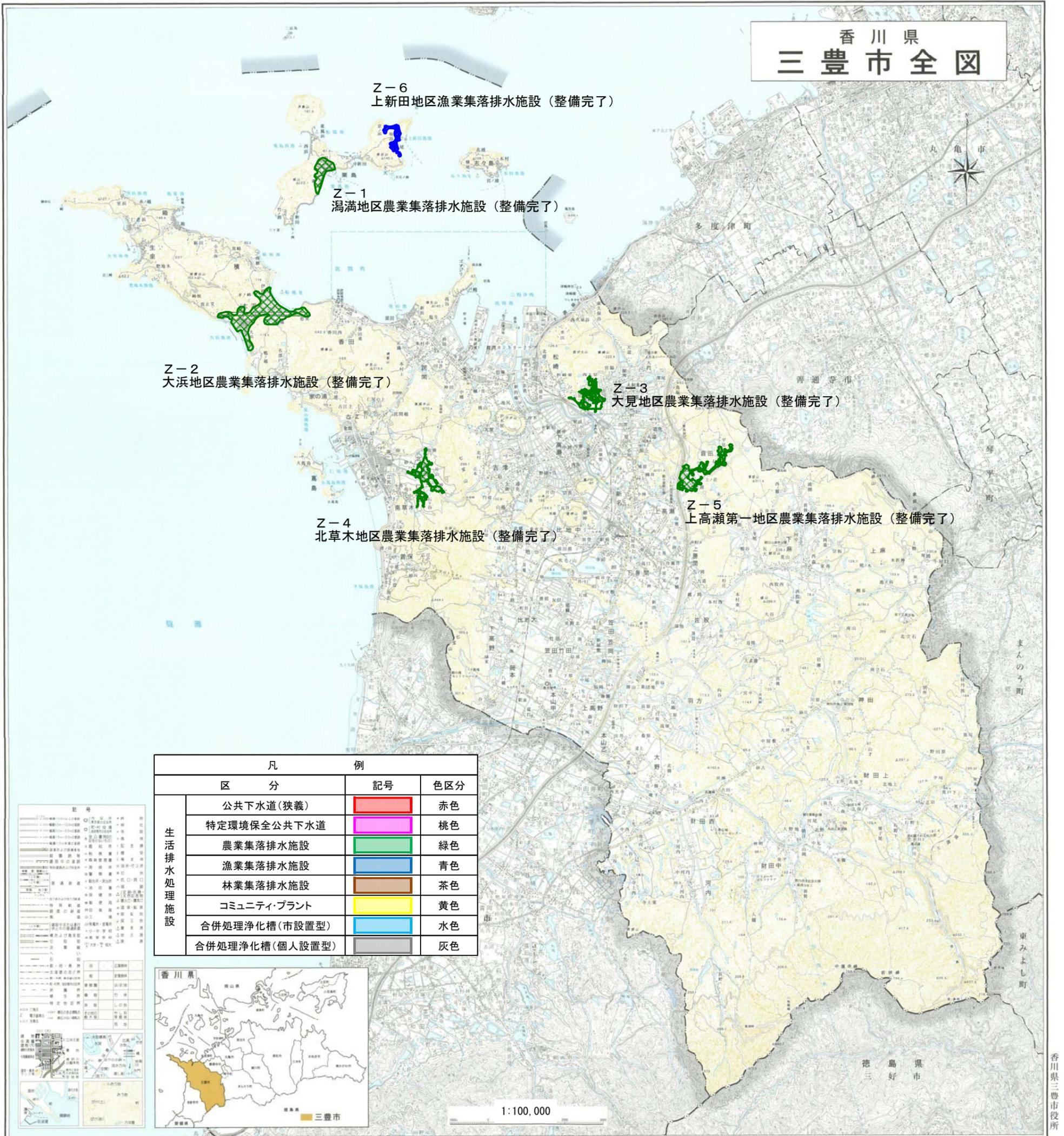


図7-2-2 三豊市生活排水処理施設整備計画図 中間年次 2020年度(平成32年度)

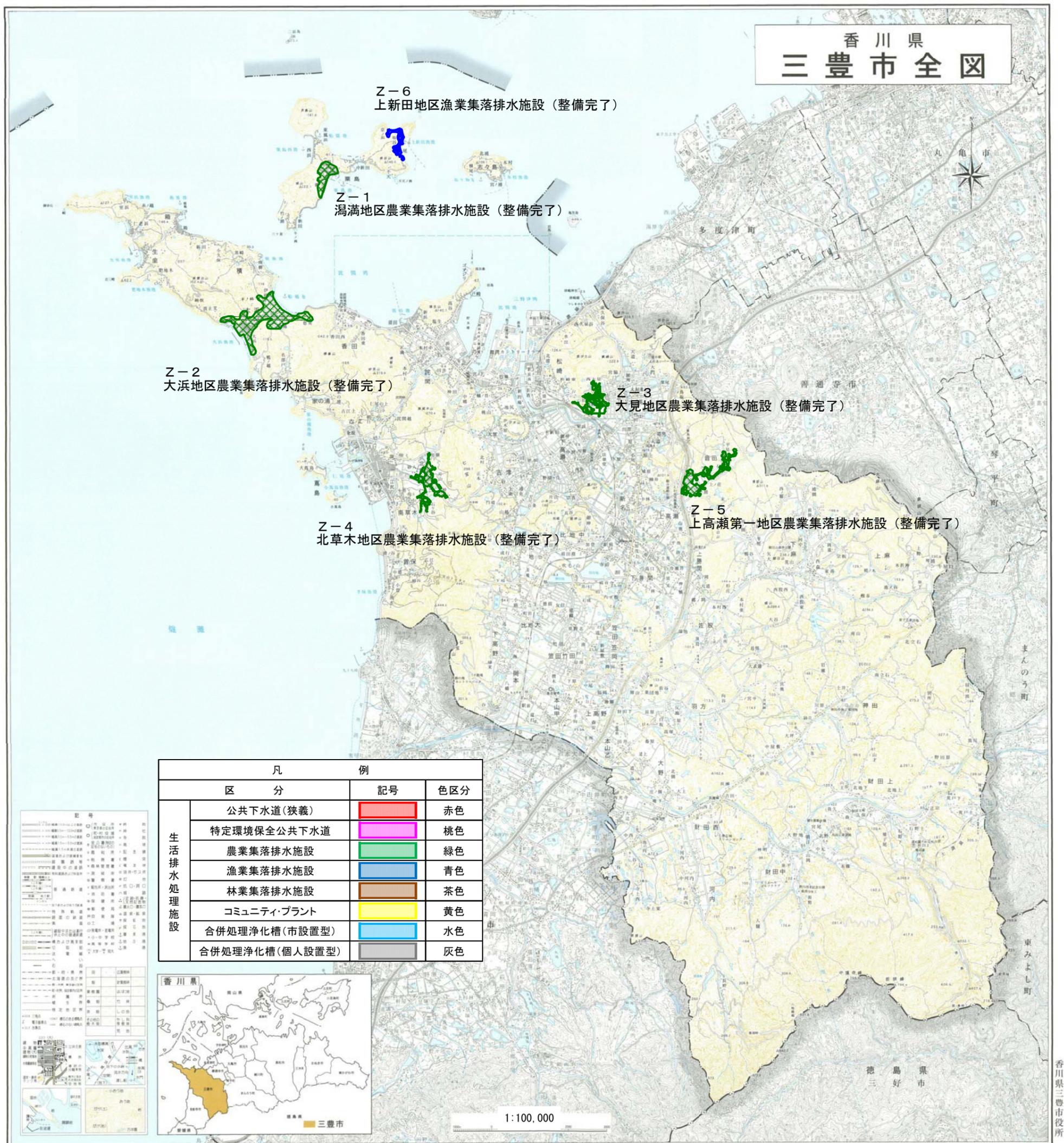


図7-2-3 三豊市生活排水処理施設整備計画図 目標年次 2025年度(平成37年度)

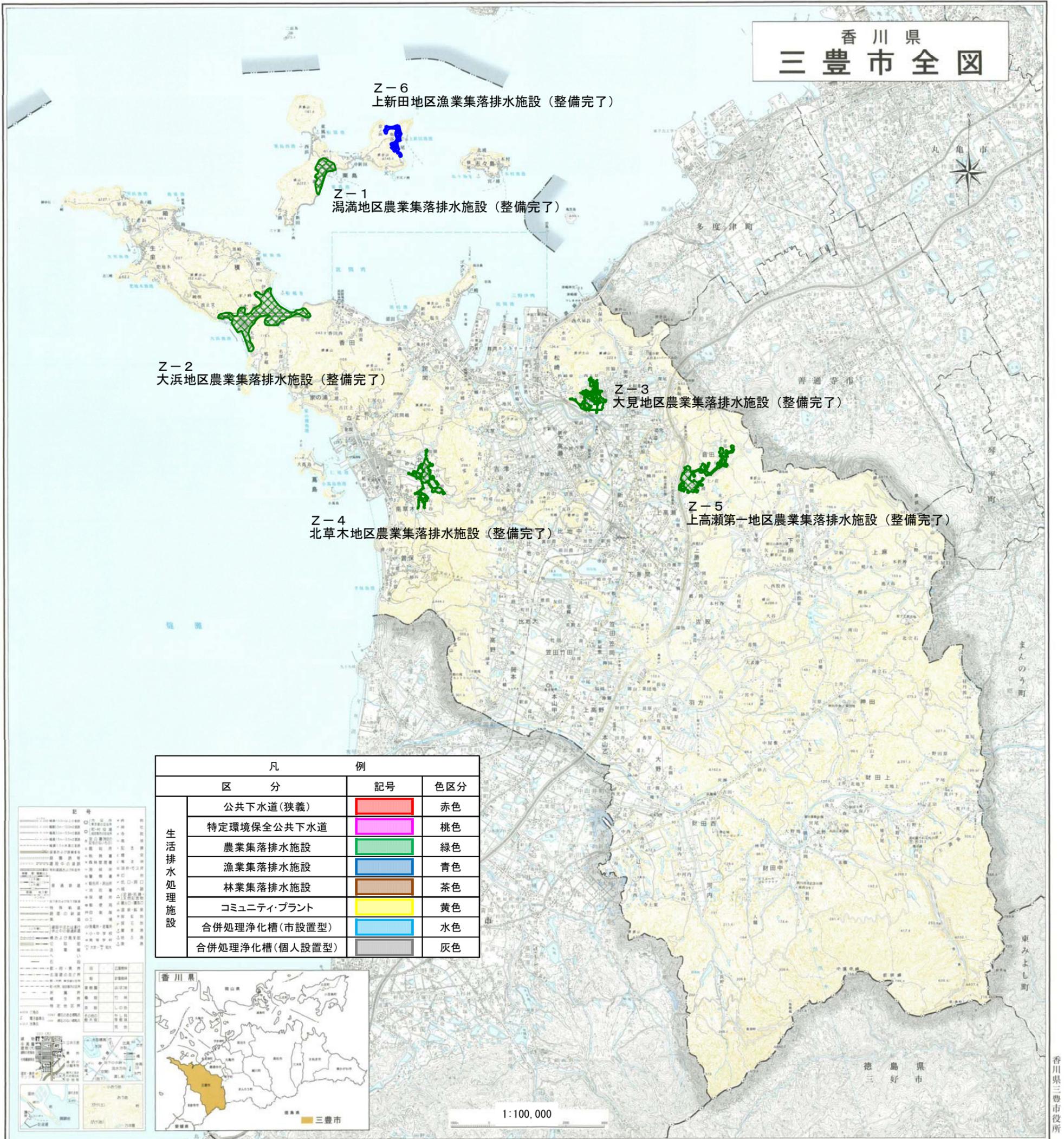
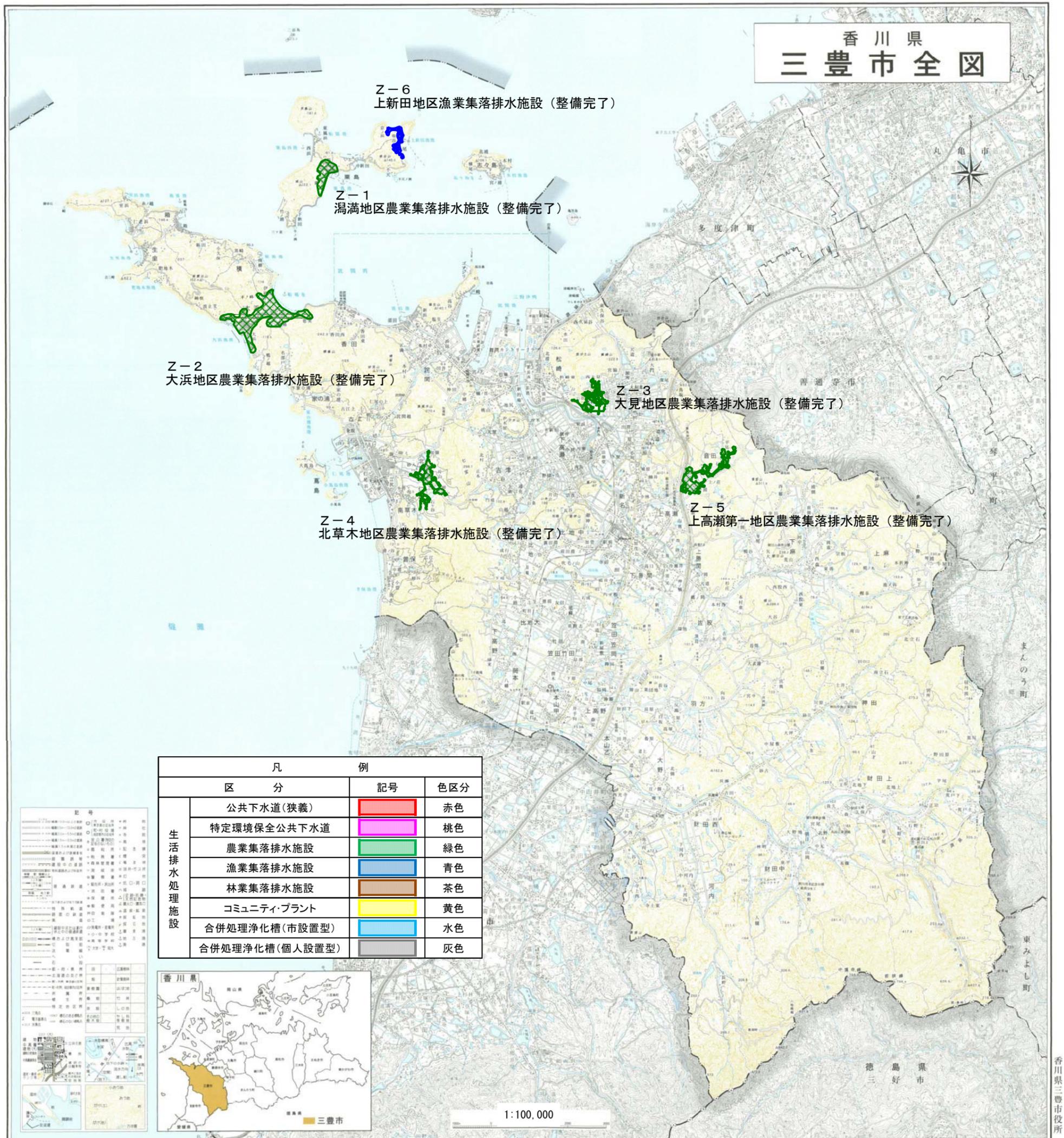


図7-2-4 三豊市生活排水処理施設整備計画図 長期計画年次 2035年度(平成47年度)



### 7-3 現構想（平成18年度）と新構想（平成27年度）

平成18年度の構想策定において、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽（市設置型）<sup>2</sup>に位置づけられていた区域については、整備が完了している。

したがって、今後は上記以外の区域を合併処理浄化槽（個人設置型）<sup>3</sup>により生活排水処理施設整備の推進を図っていくものとする。

現構想（平成18年度）と新構想（平成27年度）を比較すると、表7-3-1に示すとおりとなる。

表7-3-1 現構想（平成18年度）と新構想（平成27年度）の比較

地区名	現構想（平成18年度）		新構想（平成27年度）		整備状況
	集合・個別の判定	整備手法	集合・個別の判定	整備手法	
潟満	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
大浜	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
大見	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
北草木	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
上高瀬第一	—	農業集落排水	—	農業集落排水	整備完了
上新田	—	漁業集落排水	—	漁業集落排水	整備完了
高瀬・三野	—	合併処理浄化槽（市設置型）	—	合併処理浄化槽（市設置型）	整備完了
上記以外	—	合併処理浄化槽（個人設置型）	—	合併処理浄化槽（個人設置型）	整備中

<sup>2</sup> 合併処理浄化槽（市設置型）とは、P3の「浄化槽市町村整備推進事業」のことを指す。

<sup>3</sup> 合併処理浄化槽（個人設置型）とは、P3の「浄化槽設置整備事業」のことを指す。

一般廃棄物処理基本計画書  
(生活排水処理)

平成 27 年度

三 豊 市

# 目 次

1. はじめに -----	1
2. 基本方針 -----	2
2-1 生活排水処理に係る理念, 目標 -----	2
2-2 生活排水処理施設整備の基本方針 -----	2
3. 目標年次 -----	3
4. 生活排水の排出状況 -----	4
5. 生活排水等の処理主体 -----	5
6. 生活排水処理基本計画 -----	6
6-1 生活排水の処理計画 -----	6
6-2 し尿・汚泥の処理計画 -----	8
6-3 その他 -----	10

## 1 . はじめに

三豊市は、香川県の西部位置し、平成18年1月1日に高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町、財田町の三豊郡7町が合併し誕生しました。

面積は、222.71 km<sup>2</sup>で香川県の11.9%を占め、香川県内では高松市に次いで2番目の行政面積を有しています。

行政人口（人口移動調査）は、合併直後の70,842人（平成18年10月1日現在）から、現在、66,162人（平成26年10月1日現在）となっており、8年間で4,680人、年当たりで585人の人口減少となっています。

一方、65歳以上の老年人口（人口移動調査）は平成18年の20,162人（10月1日現在）から平成26年は22,135人（10月1日現在）と増加し、高齢化率も28.5%から33.5%と上昇しており、高齢化が進んでいる状況です。

三豊市の生活排水<sup>1</sup>処理の状況は、処理人口ベースで、31,924人（平成26年3月31日現在 農業集落排水施設 2,238人、漁業集落排水施設 78人、合併処理浄化槽 29,608人）、46.1%が処理されており、残り37,317人（53.9%）が未処理の状況です。

このため、生活排水を適切に処理することが重要であることから、平成27年度に「第4次香川県全県域生活排水処理構想」（県構想）の見直しにあわせて、「三豊市生活排水処理構想」（市構想）の見直しをおこないました。この構想は、三豊市全域を対象に、各種生活排水処理施設を効率的に整備するため、整備区域、整備手法等について、関係機関と調整したものです。

本計画は、この構想に沿い、川や海の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、合併処理浄化槽の普及促進及び農業集落排水施設、漁業集落排水施設の利用促進等を目指し策定するものです。

---

<sup>1</sup> 生活排水とは、台所、風呂、洗濯等（生活雑排水）とトイレ（し尿）などの日常生活からの排水のこと。

## 2 . 基本方針

### 2-1 生活排水処理に係る理念、目標

三豊市では、平成27年3月に改定した「三豊市環境基本計画」において、望ましい環境像として「水と緑を大切に作る豊かな田園都市 みとよ」、生活環境面の基本目標として、「安全・安心で健康に暮らせる環境を守ります」を掲げ、生活排水対策に取り組んでいるところです。

しかし、水質については、公共用水域の河川及び海域に係る環境基準の達成率は42.9%であり、河川では高瀬川の下流及び支流、海域ではほとんどの地点において環境基準値を超過していました。このため、生活雑排水対策においては、合併処理浄化槽の普及など、汚濁負荷対策を引き続き進めていく必要があります。

そこで、市内の各地域の実情に対応した生活排水の処理方法を採用することを前提として、未来の子供たちに水と緑の美しい快適な居住環境を残すことを目標とします。

### 2-2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設整備については、行政区域の地域特性（家屋の密集度、法的規制等）および経済性・財政状況を十分に考慮して定める必要がある。したがって、生活排水処理施設整備の基本方針は以下のとおりとします。

#### ① 人口密集地域における整備

既成市街地等人口密集地域では、経済性の面から集合処理による方式が望ましいが、「三豊市生活排水処理構想（平成19年3月）」の見直しの中で、財政検討を行った結果、集合処理では、事業経営の収支見通しに現実性が欠けることから、合併処理浄化槽にて整備を行うことと結論づけました。

本計画においては、「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置を推進します。

#### ② 集落の形態をなしていない分散して立地している家屋等に対する整備

家屋が散在している集落、集落から分散して立地している家屋等、集合処理施設の設置が不適当な家屋については、各戸で合併処理浄化槽を設置します。

本計画においては、人口密集地域同様、「浄化槽設置整備事業」による合併処理浄化槽の設置を推進します。

#### ③ 単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所に対する整備

単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所については、生活排水の処理推進のため、各戸の状況を勘案しながら、「単独処理浄化槽撤去費補助事業」を活用して、合併処理浄化槽への転換を呼び掛けていきます。

### 3 . 目 標 年 次

生活排水処理基本計画の目標年次は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（衛環第200号 平成2年10月8日 厚生省生活衛生局水道環境部 環境整備課長）によると「計画目標年次は原則として計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること」となっています。

また、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（環廃対発第050411001号 平成17年4月11日 環境事務次官）によると交付金の交付期間は概ね5年以内としています。

このことから、三豊市の生活排水処理基本計画の目標年次は、「三豊市生活排水処理構想」との整合も考慮し、概ね10年後の平成37年度とします。また、平成32年度を中間年次、平成47年度を長期計画年次として設定します。

なお、概ね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動のあった場合において、見直しを行うものとしてします。

#### 4 . 生活排水の排出状況

三豊市における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、平成25年度末において、総人口69,241人のうち、31,924人（46.1%）について、生活排水の処理がされています。

農業集落排水施設は、5地区（湯満、大浜、大見、北草木、上高瀬第一）、漁業集落排水施設は、1地区（上新田）の整備が完了しています。

合併処理浄化槽は、旧高瀬町、旧三野町にて、浄化槽市町村整備推進事業の整備が完了しており、それ以外の地域は、浄化槽設置整備事業を実施して計画的な設置整備を図ることとしています。

表1 生活排水の排出の状況（処理人口） (単位：人)

	平成25年度	備考
計画処理区域内人口	69,241	
水洗化・生活雑排水処理人口	31,924	
農業集落排水施設等	2,316	
（農業集落排水施設）	(2,238)	
（漁業集落排水施設）	(78)	
合併処理浄化槽等	29,608	
（浄化槽市町村整備推進事業）	(7,660)	
（浄化槽設置整備事業）	(20,951)	
（その他）	(997)	
水洗化・生活雑排水未処理人口	29,342	
非水洗化人口	7,975	
汚水衛生処理率	46.1%	

## 5 . 生活排水等の処理主体

三豊市における生活排水等の処理主体は、次表のとおりです。し尿処理施設以外の施設については、三豊市もしくは個人等が処理主体となっています。一方で、し尿処理施設の処理主体は中讃広域行政事務組合です。

表 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水等の種類	処理主体
農業集落排水施設	し尿および生活雑排水	三豊市
合併処理浄化槽 (浄化槽市町村整備推進事業)	し尿および生活雑排水	三豊市
合併処理浄化槽 (浄化槽設置整備事業・その他)	し尿および生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿および浄化槽汚泥	中讃広域行政事務組合

## 6. 生活排水処理基本計画

### 6-1 生活排水の処理計画

#### 6-1-1 処理の目標

「基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、市内の各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとする。

生活排水処理の目標 (単位：%)

	現在 (平成25年度)	中間年次 (平成32年度)	目標年次 (平成37年度)	長期計画年次 (平成47年度)
汚水衛生処理率	46.1	54.4	62.4	81.1

人口の内訳 (単位：人)

	現在 (平成25年度)	中間年次 (平成32年度)	目標年次 (平成37年度)	長期計画年次 (平成47年度)
行政人口	69,241	62,000	58,500	51,700
水洗化・生活雑排水処理人口	31,924	33,479	36,519	41,926
水洗化・生活雑排水未処理人口	29,342	22,213	17,283	7,685
非水洗化人口	7,975	6,038	4,698	2,089

生活排水の処理形態別内訳 (汚水処理人口普及状況) (単位：人)

	現在 (平成25年度)	中間年次 (平成32年度)	目標年次 (平成37年度)	長期計画年次 (平成47年度)
計画区域内人口	69,241	62,000	58,500	51,700
水洗化・生活雑排水処理人口	31,924	33,749	36,519	41,926
農業集落排水施設等	2,316	2,090	1,992	1,780
(農業集落排水施設)	(2,238)	(2,020)	(1,926)	(1,721)
(漁業集落排水施設)	(78)	(70)	(66)	(59)
合併処理浄化槽等	29,608	31,659	34,527	40,146
(浄化槽市町村整備推進事業)	(7,660)	(6,859)	(6,472)	(5,719)
(浄化槽設置整備事業)	(20,951)	(23,907)	(27,213)	(33,683)
(その他)	(997)	(893)	(842)	(744)
水洗化・生活雑排水未処理人口	29,342	22,213	17,283	7,685
非水洗化人口	7,975	6,038	4,698	2,089
汚水衛生処理率	46.1%	54.4%	62.4%	81.1%

### 6-1-2 生活排水を処理する区域および人口等

三豊市が生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽）を検討していく地域については、「第4次香川県生活排水処理構想 市町整備計画作成マニュアル」に基づき、検討単位区域を定め、経済性、合併処理浄化槽の整備状況、地区の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から、処理方式を定めました。

なお、生活排水処理施設の整備については、「第4次香川県全県域生活排水処理構想」（県構想）および「三豊市生活排水処理構想」（市構想）に沿って進めます。

### 6-1-3 施設およびその整備計画の概要

#### 施設およびその整備計画の概要

名 称	計画処理区域	計画処理人口	整備予定・年度	事業費見込
浄化槽市町村整備推進事業	高瀬・三野地区		平成7年度～ 平成19年度	2,801百万円
浄化槽設置整備事業			整備中	6,068百万円
農業集落排水施設	湍満地区	370人 (定住人口282人)	平成2年度～ 平成4年度	212百万円
	大浜地区	1,520人 (定住人口1,420人)	平成8年度～ 平成13年度	786百万円
	大見地区	640人 (定住人口662人)	平成11年度～ 平成15年度	454百万円
	北草木地区	700人 (定住人口604人)	平成10年度～ 平成14年度	408百万円
	上高瀬第一地区	660人 (定住人口649人)	平成6年度～ 平成11年度	386百万円
漁業集落排水施設	上新田地区	202人 (定住人口202人)	平成3年度～ 平成5年度	138百万円
し尿処理施設		185 <sup>キロリットル</sup> ／日 中讃広域行政事務組合	平成2年度～ 平成4年度	5,263百万円

※浄化槽設置整備事業の事業費見込は平成47年度までの見込み。

## 6-2 し尿・汚泥の処理計画

### 6-2-1 現 況

三豊市のし尿の収集・運搬及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者によって実施されています。また、三豊市のし尿処理及び浄化槽汚泥は、瀬戸グリーンセンター（中讃広域行政事務組合）のし尿処理施設で処理されています。

瀬戸グリーンセンターの現在の施設は、平成5年3月に竣工し、標準脱窒素処理＋高度処理（凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過＋活性炭）による処理で、処理能力は185 $\text{t}/\text{日}$ （し尿143 $\text{t}/\text{日}$ 、浄化槽汚泥42 $\text{t}/\text{日}$ ）です。

し尿・汚泥の最終処分については、瀬戸グリーンセンター内にあるかがわコンポスト事業所（汚泥再資源化施設）で、し尿処理施設等から発生する汚泥を堆肥化（ハイクリーンかがわ）して販売しています。

### 6-2-2 し尿・汚泥の排出状況

6-1-1の「生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、次表のとおりです。

（単位： $\text{t}/\text{日}$ ）

	現在 （平成25年度）	中間年次 （平成32年度）	目標年次 （平成37年度）	長期目標年次 （平成47年度）
くみ取りし尿	16.81	8.45	6.58	2.92
単独処理浄化槽	17.12	16.66	12.96	5.76
合併処理浄化槽	30.64	37.99	41.44	48.17
合 計	64.57	63.10	60.98	56.85

※中間年次、目標年次、長期目標年次における原単位は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領2006改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づき、くみ取りし尿1.4 $\text{t}/\text{人}\cdot\text{日}$ 、単独処理浄化槽0.75 $\text{t}/\text{人}\cdot\text{日}$ 、合併処理浄化槽1.2 $\text{t}/\text{人}\cdot\text{日}$ とした。

### 6-2-3 し尿・汚泥の処理計画

#### ① 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分については、現行どおり、今後も許可業者により収集・運搬するものとしします。

#### ② 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は、今後も瀬戸グリーンセンターで中間処理を行うものとしします。

#### ③ 最終処分計画

し尿処理施設で発生する汚泥は、有機質に富んだ良質な汚泥であり、かがわコンポスト事業所（汚泥再資源化施設）堆肥化して販売しており、今後も引き続き堆肥化し販売していくものとしします。

## 6-3 その他

### 6-3-1 市民に対する広報、啓発活動

し尿および浄化槽汚泥の処理については、衛生的な処理が行われています。しかし、生活雑排水の処理については、今後の各種事業の進捗状況で大きく変化します。

生活雑排水は、台所、風呂、洗濯等各家庭内に発生源を持つため、行政側が一方的に規制することが困難です。このため、生活雑排水対策の実質的な主体は、住民であり、住民の理解と協力に大きく影響されます。したがって、市民が生活環境・水環境および公共用水域の状況に目を向け、生活雑排水がどのように汚濁に影響しているかを認識する必要があります。

これらのことから、生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に広報・啓発活動を実施します。特に、台所での対策等、家庭でできる対策について周知を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について広報等を通じてその徹底に努めるものとします。

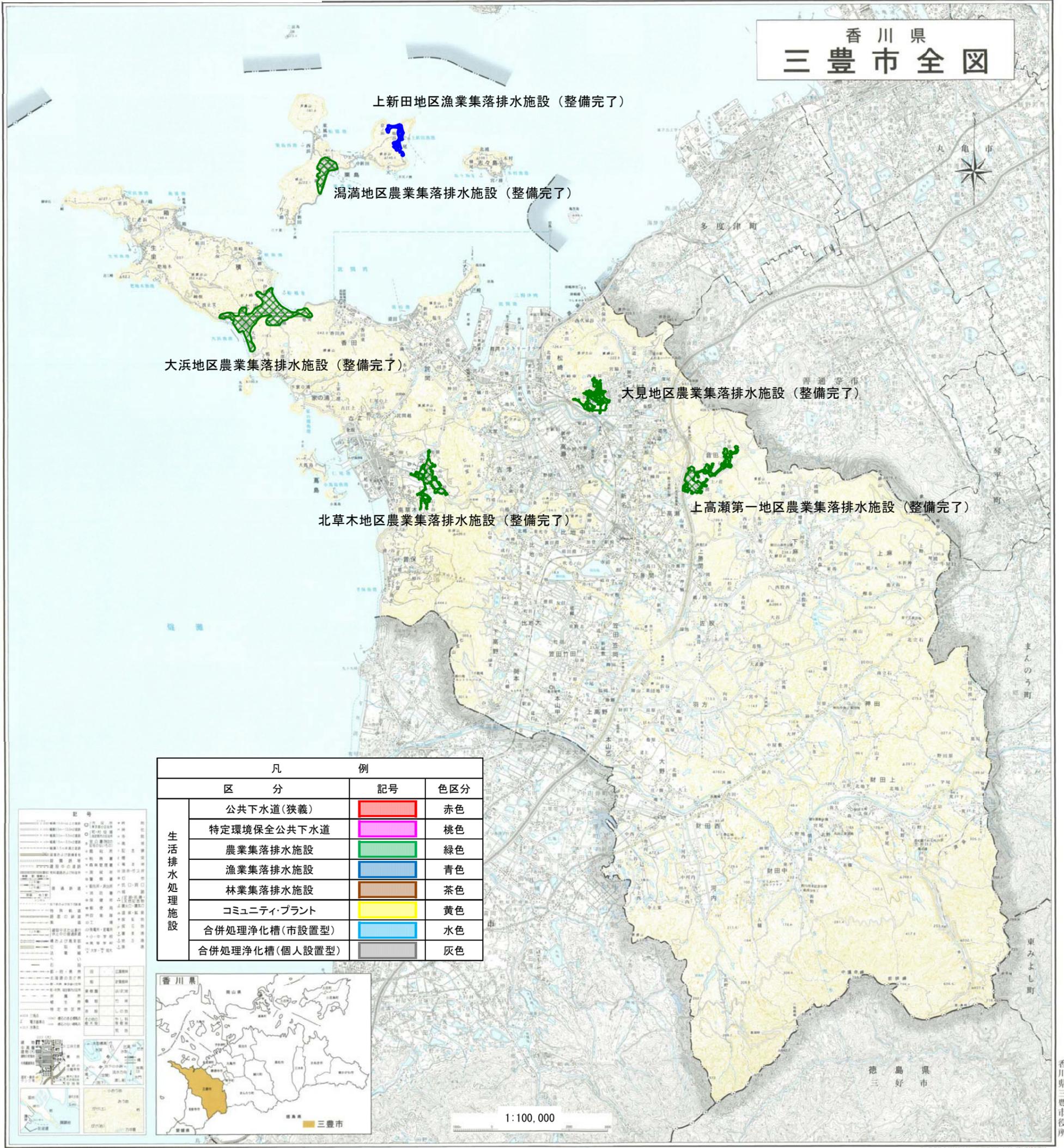
### 6-3-2 地域に関する諸計画との関係

香川県においては、生活排水の適正処理を目標として「第4次香川県全県域生活排水処理構想」（県構想）が策定されており、この中では市町毎に生活排水処理にかかる整備方針が取りまとめられています。

三豊市では本計画の立案に先だって、上記県構想の策定に合わせて、関係機関と計画内容の調整を行っています。

以上のように、本計画を推進するためには、これら関連計画との調整を図りながら、計画区域内の適正な事業の運営に努めます。

# 三豊市生活排水処理基本計画図



この図は、国土院の地図データをもとに、自治体の境界を反映したものである。[地図番号] 平1709第 第 001 号